

行政常任委員会

平成 31 年 3 月 18 日（月）

午前 9 時 59 分開 会

○南委員長 おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまより行政常任委員会を開催いたします。

一応、予定はきょうで全ての審査を終わりたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

尾鷲総合病院につきましては、24号と19号、そして、その他の報告ということでございますけれども、昼を挟んでの審査になろうかと思っておりますけれども、できるだけ病院はそのまま続けて終わりたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、事務長から、議案第24号、平成30年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第4号）の議決についての説明を求めます。

○河合総合病院事務長 尾鷲総合病院でございます。よろしくお願いたします。

それでは、議案第24号、平成30年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第4号）の議決について、補正予算書及び予算説明書の内容について御説明いたします。

通知いたします。

それでは、1ページをごらんください。

第1条、平成30年度尾鷲市病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成30年度尾鷲市病院事業会計予算（以下、予算という）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款病院事業費用、既決予定額43億4,888万4,000円から補正予定額6,235万3,000円を増額し、合計44億1,123万7,000円とするものでございます。

第1項医業費用、既決予定額42億6,825万5,000円から補正予定額1,952万9,000円を減額し、合計42億4,872万6,000円とするものでございます。

第2項医業外費用、既決予定額7,236万6,000円に補正予定額8,188万2,000円を増額し、合計1億5,424万8,000円とするものでございま

す。

第3条、予算第4条本文括弧書き中（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,963万4,000円は一時借入金で措置するものとする）を（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,787万2,000円は一時借入金で措置するものとする）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の部といたしまして、第1款資本的収入、既決予定額3億99万4,000円に補正予定額120万円を増額し、合計3億219万4,000円とするものでございます。

第1項企業債、既決予定額1億1,550万円から補正予定額110万円を増額し、合計1億1,660万円とするものでございます。

第4項寄附金、既決予定額30万円に補正予定額10万円を増額し、合計40万円とするものでございます。

支出の部として、第1款資本的支出、既決予定額4億3,062万8,000円から補正予定額56万2,000円を減額し、合計4億3,006万6,000円とするものでございます。

第1項建設改良費、既決予定額1億3,564万4,000円から補正予定額56万2,000円を減額し、合計1億3,508万2,000円とするものでございます。

第4条、予算第5条債務負担行為を次のとおり補正する。追加といたしまして、事項、三重大学東紀州地域医療学寄附研究部門からの医師派遣等に係る経費、期間、2019年（平成31年度）から2020年度まで、限度額1,918万円でございます。

内容につきましては、後ほど資料で御説明いたします。

次に、2ページをごらんください。

第5条、予算第6条企業債を次のように改める。

医療機器整備事業の補正前の限度額1億290万円を補正後の限度額1億400万円とするものでございます。これは、自動身長つき体組成計を故障により更新を行ったことによるものでございます。

第6条、予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費の既決予定額23億5,088万円から補正予定額1,229万4,000円を減額し、合計23億3,858万6,000円とするものでございま

す。

次に、3ページをごらんください。

平成30年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第4号）説明書でございます。

款項につきましては、先ほど御説明いたしましたので省略させていただきます。

支出の部、1項医業費用、1目給与費1,229万4,000円の減額は、支払い実績等に基づき精査した結果、主に賃金、手当等が減額になることによるものでございます。

3目経費723万5,000円の減額のうち、13節賃借料316万2,000円の減額は、在宅酸素賃借料の減額によるものでございます。

15節委託料130万円の減額は、紀南病院からの医師派遣委託料の減額によるものでございます。

20節負担金269万3,000円の減額は、三重大学への医師派遣に係る負担金の減でございます。

次に、2項医業外費用、3目雑損失、1節その他雑損失119万9,000円の増額は、就学資金貸与者2名が3月末で当院の規定の年数を従事することになり、返還免除となることによるものでございます。

4目雑支出、1節雑支出8,067万円の増額は、控除対象外消費税の計上によるものでございます。内容につきましては、後ほど資料で御説明いたします。

5目消費税及び地方消費税、1節消費税及び地方消費税1万3,000円の増額は、今回の補正に伴い、消費税及び地方消費税を再算定したことに伴う増額でございます。

次に、4ページをごらんください。

資本的収入及び支出のうち、収入の部、1項企業債、1目企業債、1節企業債110万円の増額は、自動身長計つき体組成計が故障により更新を行ったことによる医療機器整備事業債の増額でございます。

4項寄附金、1目寄附金、1節寄附金10万円の増額は、患者御家族様から御寄附いただいたことによるものでございます。

次に、支出の部、1項建設改良費、2目工事費、1節工事請負費56万2,000円の減額は、洗濯乾燥機更新工事の入札差金の減額でございます。

次に、5ページをごらんください。

財務諸表について御説明させていただきます。

平成30年度尾鷲市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

これは、平成30年度1年間の現金の増減をあらわすものでございます。

次に、6ページをごらんください。

下段の今年度末の資金残高は610万1,000円となる見込みでございます。

次に、7ページをごらんください。

給与明細書でございます。先ほど御説明したとおり、23億5,088万円から1,229万4,000円を減額し、23億3,858万6,000円とするものでございます。

次に、8ページをごらんください。

平成30年度尾鷲市病院事業会計予定損益計算書でございます。

9ページをごらんください。

補正後の予定では、下から3段目の当年度純損失は1億2,485万2,000円となる見込みでございます。

10ページからは尾鷲市病院事業会計予定貸借対照表及び注記を記載しておりますので、御参照ください。

引き続き、病院総務課長から資料の説明をさせていただきます。

○平山総合病院総務課長 それでは、資料の説明のほうをさせていただきます。
通知いたします。

1ページ、資料1のほうをごらんください。

まず、控除対象外消費税（貯蔵品・建設改良費分）の予算計上についてでございます。

経緯といたしましては、病院事業会計における消費税につきましては、収益の多くを非課税売上となる保険医療のほうに占めておるため、課税売上割合は3%台と低く、仮払消費税の多くが控除対象外消費税となっております。こちらにつきましては、病院の損失として計上することとなります。

今回、医業費用の雑支出として計上いたしました控除対象外消費税につきましては、貯蔵品及び建設改良費に係るものであります。

これまで、これらの消費税につきましては、貯蔵品については当初予算第11条において棚卸資産購入限度額として消費税分も含めて限度額を定めていること、また、建設改良費に係る消費税につきましては、当初予算の第4条において資本的支出として消費税も含めて予算計上しております。

さらに、控除対象外消費税につきましては、日常の経理処理の中で予算執行するものではなく、決算処理の作業の中で消費税を計算いたしまして算出されてくるこ

とから、収益的支出に控除対象外消費税としての計上は必要ないと解釈していたところでは、

しかしながら、他の公立病院等の予算計上方法などを調査した結果、収益的収支予算の枠外で支出されたもののうち、当該事業年度の収益的支出の費用となるものにつきましては、予算計上することが適切だと判明いたしましたことから、今回、貯蔵品及び建設改良費に係る控除対象外消費税について計上を行うものです。

なお、損益につきましては、消費税計算等を以前から適正に処理しているため、過去からにおいて修正はございません。

2番が影響額ということで、控除対象外消費税の予算未計上と下が変更後、計上後の金額を表にしたものでございます。網かけ部分が今回の補正に係る部分で、こちらのほう、43億3,056万6,000円を44億1,123万7,000円とし、8,067万1,000円の増と今回補正の計上を行うものでございます。

次に、2ページが債務負担行為の追加でございます。

今回の債務負担行為の追加といたしましては、三重大学東紀州地域医療学寄附研究部門からの医師派遣等に係る経費ということで、期間のほうを2019年度から2020年度までとし、限度額を1,918万円とするものでございます。

内容につきましては、現在尾鷲総合病院に派遣されている内科の医師につきましては、平成31年4月1日から大学附属病院の臨床研究・キャリア支援部、三重大学ブランチセンター内に新たに東紀州地域医療学の寄附研究部門、こちらが寄附講座となり、そちらに異動になることから、当該部門から当院に内科医師を派遣されるということで、今回、三重大学と2019年度から2020年度までの寄附研究部門の設置に関する協定を締結するものでございます。

現状といたしましては、現在当院の内科医師1名につきましては、先ほど御説明いたしました三重大学のブランチセンターに所属しております。当該所属からの出向ということで、医師の給与等につきましては、基本的な部分については三重大学のほうが支給し、後日三重大学に総合病院から負担金として支払いを行っております。その他、特殊勤務手当等につきましては、実績部分を病院側から本人に直接支給しております。この三重大学への負担金部分を2019年度から寄附金として予算計上し、支払いを行うというものでございます。

3番の債務負担行為の限度額の内訳につきましては、上から、給与、研究費、旅費ということで、31年度が960万円、32年度を958万円とし、2年間で合計1,918万円。当該医師に係る30年度の大学への負担金としましては、約9

35万円を予定しておりましたので、寄附金に変更してもほぼ同額の負担となるということになります。

4番、3ページ、こちらは参考といたしまして、県内の公立病院に係る寄附講座の設置について、下記の4病院については三重大学に現在寄附講座を設置しているところでございます。

資料の説明につきましては以上でございます。

○河合総合病院事務長 以上が平成30年度尾鷲市病院事業会計補正予算書（第4号）及び予算説明書の説明でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○南委員長 御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

○濱中委員 予算書の3ページなんですけれども、医業費用の中の経費の中で、委託料と負担金が減っておりますが、説明欄にあることがどういう理由でこういう金額が発生しているのかだけちょっと教えてください。

○河合総合病院事務長 まず、委託料については、泌尿器科の医師について、紀南病院から週1回応援をいただいていたんですけれども、それが1月から三重大学からの派遣ということになりましたので、その分の委託料が減って報酬がふえたということになります。

あと、負担金については、これも外科の常勤医師というか、在籍出向という形で、三重大学から派遣いただいていた先生がこの1月から尾鷲市職員として正規職員にかかわることですので、その負担金部分が減って医師の給与がふえるというような状況でございます。

○奥田委員 10ページ、11ページのところの貸借対照表なんですけど、そのうちの流動負債の一時借入金ですね、4億1,000万という金額でびっくりしたんですけど、たしか3億5,000万でずっと予想があったと思うんですけどね、ここに来て4億1,000万と。たしか9月の前年度の決算の報告のときに、事務長は前年度3億5,000万ありましたということで、それはもう解消しましたというふうに豪語されて、そんなはずはないやろうという話をしたことがあるんですけど、またふえたじゃないですか、4億1,000万にね。この理由は何ですか。

○河合総合病院事務長 9月の補正のときに説明不足で申しわけないです。一時的に3億5,000万円を返ささせていただいたという、その後また借り入れがあるということでちょっと訂正はさせていただいたと思いますけれども、4億1,000万というところについては、12月補正後、3号補正後も一応4億1,000万

ということで、今年度の経営成績というか、損益計算書でお示ししているとおり1億2,000万の赤字が出るという中で資金が減ってきておる中で、去年より6,000万の増ということになりましたので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○奥田委員 説明が不足していたって、でも正確じゃないじゃないですか、3億5,000万、一時借り入れもなくなりましたなんてですね、今はないですなんていう話は、そんなもの解消しないでしょう、これはもう。今も赤字がふえている状況の中で。むしろ6,000万ふえてしまったわけですよ、一時借入金4億1,000万、そういうのは見えている状況じゃないですか、事務長。だから、正確な僕は報告をしてほしいなと思って。我々にそういう説明をするということは、市長に対してもやっぱりそういう報告をしているんでしょうね、多分。そういう意味で市長がちょっと安易に考えている部分があると思うんですけど。

だから、執行部の皆さん、本当に各課長も含めて事務長も、正確なことを報告してくださいよ、市長に対しても議会に対しても。一時借入金、なくなりましたなんていう報告はやめてくださいね。やっぱり6,000万ふえましたもんね、これ。これはやっぱり資金繰りも悪かったということもありますけど、1億2,000万赤字になったということですか、当初の予想とは違いますよね、どうなんですか。

○河合総合病院事務長 当初の予算上でいきますと3億8,000万ということで予算計上させていただいたところですけども、12月補正で入院・外来収益の減額ということでさせていただいていますので、その分ちょっと悪化しておるという状況でございますので、今後、当初予算の中でも増額ということもちょっと提案させていただきますけれども、資金がないということは病院運営自体に非常に大きな影響がありますので、そこは何とか減らすというか、できるだけそこをふやさないように、収益のアップなり費用の削減に取り組んでいきたいなとは思っておるところでございます。

○高村委員 私は余り理解をせんやけど、こんなに一時借り入れをふやして、返していかなあかんと思うけど、返すのは大体2カ月の病院の利益をもって返すわけなんやけど、こんなにふやして2カ月の医療費用で返せるの。ちょっとわかるように説明して。

○河合総合病院事務長 平成30年度の返還のやり方というのは、繰り入れが4億7,500万ありますので、4月に繰り入れを4億入れてもらった上で、あと、診療報酬が2カ月分で5億3,000万、1カ月でいくと2億7,500万程度が入ってきますので、その繰入金と4億と1カ月分の診療報酬の2億7,500万、6

億7,500万が入ってきますので、去年の3億5,000万という持ち越した金はその金額でお返しさせていただいて、それで徐々に資金が減ってくる状況で、6月のボーナスであるとか、9月で企業債の償還であるとか、その辺で資金が一気に要ってきますので、その辺からまた一時資金がちょっと不足してきて一時借入金を借りなければ資金が回っていかないという状況になってくる状況でございます。

○高村委員 余り金額が多過ぎて感覚がわからんやけど、やっぱり心配するのさね。こういうのが長く続けば病院の危機ということも考えてくるんやけど、一層のことみんなで、幹部らで話し合っつて、やっぱり縮小するという、病院の形態を考える時期が、10年前に提案を僕はしておるんやけど、遅いぐらいやと思うのさ。そういうのをせなあかんときやと思うけど、市長、どう思っています、それだけ。

○加藤市長 実態からいきますと、正直申しまして、今回も平成30年度には1億2,000万強の純損失が出る予定で、病院経営が非常に厳しいという状況は認識しております。厳しいからといってというような話で、高村委員がおっしゃるように、これについては抜本的にやっぱり考えていかなきゃならないという時期に来たのかなという思いはあります。前に説明しました改革プランにつきましても、やはり状況が大きく変わっておりますので、もう一度作り直そうと、早急につくり直して、今後、病院経営というのはどうあるべきかということもいろいろ、今の現状等々もきちんとまとめながら、今後のシミュレーションも含めた形の中で、こういう状況になるということをお示しさせていただきながら、本当に抜本的な改革ということをやっつていかなきゃならないということをお示しさせていただいて、本当に正直申しまして、現状あるいは今後の起こり得る病院経営というのがどういう状況になるのかということもきちんとお示しさせていただきます。いただきながら、また御意見等いろいろとアドバイス等もいただきながら、病院経営の今後のあり方について早急に改革プランというものをお示しさせていただきたい、このように考えております。

○高村委員 事務長も県から来ておるんやで、こういう立場になったら、やはり尾鷲の市民病院も広域的に患者をみていて地域のためになっているんやで、その人らは尾鷲市民じゃなしに三重県民ですわね。そういうことを考えて、県に本当は、県会議員がせんならん仕事やけど、やはり事務長と市長が知事に会って現状を訴えて何らかの予算を獲得せなあかんときに来ておるんじゃないですか。そう思います。

○南委員長 高村先生の質疑については当初予算のほうの審査に入っていくかと思っておりますので、それじゃ、もし補正が何もなかったら当初予算の説明を求めたいと

思います。よろしいですか。当初のほうで今後の対策は言ってもらったら結構でございますので。

それでは、議案第19号の病院会計予算の説明をお願いいたします。

○河合総合病院事務長　それでは、引き続き、議案第19号、平成31年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について、予算書及び予算説明書の内容について御説明いたします。通知いたします。

1ページをごらんください。

総則、第1条、平成31年度尾鷲市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 病床数、一般病床199床、療養病床56床。

(2) 患者数、入院1日平均184人、年間延べ6万7,271人、外来1日平均394人、年間延べ9万4,502人。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。なお、特別損失中、災害による損失5,977万5,000円の財源に充てるため、企業債5,970万円を借り入れる。

収入の部といたしまして、第1款病院事業収益43億9,281万3,000円、第1項医業収益38億9,980万9,000円、第3項特別利益10万円。

支出の部といたしまして、第1項病院事業費用45億6,884万9,000円、第1項医業費用43億5,144万9,000円、第2項医業外費用1億5,682万5,000円、第3項特別損失6,057万5,000円。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,324万4,000円は、一時借入金で措置するものとする。

収入の部として、第1款資本的収入3億1,749万円、第1項企業債1億2,610万円、第2項負担金1億9,138万8,000円、第3項投資返還金1,000円、第4項寄附金1,000円。

支出の部として、第1項資本的支出4億5,073万4,000円、第1項建設改良費1億3,306万7,000円、第2項企業債償還金3億1,046万7,000円、第3項投資720万円。

2ページをごらんください。

債務負担行為、第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事項、自動火災報知設備整備事業、期間、2020年度、限度額、1,837万円。

事項、学資貸与金、期間、2020年度から2023年度まで、限度額1,200万円でございます。

企業債、第6条記載の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的といたしまして、附帯設備整理事業、これは特別損失に計上した煙突解体工事費及び管理費に充当するもので、限度額を5,970万円。医療機器整備事業として、限度額9,610万円。附帯設備整備事業、これは建設改良費の自動火災報知設備整備事業等に充当するもので、限度額は3,000万円とするものでございます。

なお、記載の方法は、証書借入、利率は年利3%以内、償還の方法は記載のとおりでございます。

一時借入金、第7条、一時借入金の限度額は8億円と定める。このことにつきましては、後ほど資料で御説明させていただきます。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1) 平成31年度尾鷲市病院事業会計予算中不足を生じる場合、款内各項の全額。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第9条、次に掲げる経費についてはこれらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、もしくは、これら以外の経費の金額に流用し、または、これら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費24億3,037万6,000円。

(2) 交際費60万円。

他会計からの補助金、第10条、病院群輪番制病院運営事業のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は3,332万円である。

3ページをごらんください。

たな卸資産購入限度額、第11条、たな卸資産の購入限度額は10億1,830万9,000円と定める。

重要な資産の取得、第12条、重要な資産の取得は次のとおりとする。

1、取得する資産、資産は器械備品、名称は透析装置及びX線透視撮影装置、数量は一式とするものでございます。

4ページをごらんください。

平成31年度尾鷲市病院事業会計予算実施計画でございます。

なお、款項につきましては先ほど御説明いたしましたので、省略させていただきます。

(1) 収益的収入及び支出でございます。

収入の部、1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益、1節入院収益22億7,877万7,000円。

2目外来収益、1節外来収益14億8,976万円でございます。

入院収益、外来収益につきましては、後ほど資料で御説明させていただきます。

3目健診収益3,526万1,000円の内訳は、1節一般健診収益2,215万円、2節脳ドック収益422万9,000円、3節一泊ドック収益11万1,000円、4節妊婦健診収益787万8,000円、5節乳児健診収益89万3,000円でございます。

4目その他医業収益9,601万1,000円の内訳は、1節室料差額収益5,973万2,000円、2節公衆衛生活動収益1,776万4,000円、3節その他医業収益1,851万5,000円でございます。

2項医業外収益は、1目負担金、1節一般会計負担金2億3,361万2,000円は、一般会計からの繰入金のうち収益的収支に係る分で、資本的収支に係る繰入金と合わせると4億2,500万円となり、前年度と比較して5,000万円の減額でございます。

2目補助金3,583万9,000円の内訳は、1節一般会計補助金3,332万円、これは、病院群輪番制病院運営事業補助金でございます。2節国県補助金181万9,000円は、産科医等確保支援事業補助金ほか2件でございます。3節その他補助金70万円は、臨床研修補助金でございます。

3目寄附金、1節寄附金1,000円。

4目患者外給食収益、1節患者外給食収益111万8,000円。

5目長期前受金戻入2億23万9,000円の内訳は、1節国県補助金長期前受金戻入1,976万6,000円、2節その他長期前受金戻入1億8,047万3,000円、これらは、資産の減価償却にあわせて補助金を戻入するものでございます。

6目その他医業外収益、1節その他医業外収益2,209万5,000円は、テレビカードほかの収益でございます。

3項特別利益は、1目過年度損益修正益、1節過年度損益修正益10万円でございます。

5ページをごらんください。

支出の部、1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費24億4,184万1,000円のうち、内訳は、1節報酬2億383万9,000円で、応援医師等の報酬でございます。2節給料8億7,100万4,000円は、職員241名分の給与でございます。3節手当5億9,147万7,000円は、期末勤勉手当、特殊勤務手当等でございます。4節賃金1億5,882万円、5節法定福利費3億747万1,000円、6節退職給付費1億7,174万2,000円は、定年退職者の退職金及び退職給付引当金の繰入額でございます。7節賞与引当金繰入額1億1,483万9,000円は、翌年度に支給する賞与のうち当年度分を計上するものでございます。8節法定福利費引当金繰入額2,264万9,000円についても同様でございます。

2目材料費9億3,526万6,000円の内訳は、1節薬品費5億7,518万1,000円、2節診療材料費3億5,108万6,000円、3節給食材料費800万円、4節医療消耗備品費100万円でございます。

3目経費7億5,568万6,000円の内訳は、1節厚生福利費94万6,000円、2節報償費52万5,000円、3節旅費交通費862万3,000円、4節職員被服費84万円、5節消耗品費2,377万2,000円、6節消耗備品費382万9,000円、7節光熱水費8,687万2,000円、8節燃料費4,748万6,000円、9節食糧費72万円、10節印刷製本費80万円、11節修繕費3,678万1,000円、この修繕費の内訳は、後ほど資料で御説明いたします。12節保険料603万7,000円。

6ページをごらんください。

13節賃借料8,477万1,000円、この内訳についても後ほど資料で御説明させていただきます。14節通信運搬費578万8,000円、15節委託料3億8,182万3,000円、この内訳も後ほど資料で説明させていただきます。16節臨床検査委託料896万8,000円、17節諸会費165万1,000円、18節交際費60万円、19節広告料65万4,000円、20節負担金1,950万5,000円、21節使用料1,057万7,000円、22節手数料1,268万円、

23節公課費1万8,000円、24節貸倒引当金繰入額180万円、25節寄附金960万円、これは先ほど債務負担行為で説明させていただいたものです。26節雑費2万円でございます。

4目減価償却費2億103万2,000円の内訳は、1節建物減価償却費1億804万2,000円、2節構築物減価償却費9万6,000円、3節器械備品減価償却費8,714万9,000円、4節車両減価償却費72万2,000円、5節その他有形固定資産減価償却費502万3,000円で、減価償却費は前年度と比較して2,581万4,000円の減でございます。

5目資産減耗費651万8,000円の内訳は、1節棚卸資産減耗費4万円、2節固定資産除却費647万8,000円で、内訳につきましては、後ほど資料で説明させていただきます。

6目研究研修費1,110万5,000円の内訳は、1節謝金30万円、2節図書費278万5,000円、3節旅費交通費364万円、4節研究雑費438万円でございます。

2項医業外費用のうち、1目支払利息及び企業債取扱諸費5,802万3,000円の内訳は、1節企業債利息5,682万3,000円で、前年度と比較して738万1,000円の減額でございます。2節一時借入金利息120万円でございます。

2目患者外寝具賃借料、1節患者外寝具賃借料51万1,000円でございます。

3目雑損失、1節その他雑損失1,000円でございます。

7ページをごらんください。

4目雑支出、1節雑支出9,131万9,000円は、貯蔵品建設改良費に係る控除対象外消費税でございます。

5目消費税及び地方消費税、1節消費税及び地方消費税697万1,000円でございます。

3項特別損失は、1目過年度損益修正損、1節過年度損益修正損80万円。

2目災害による損失、1節災害による損失5,977万5,000円は、煙突解体工事費及び管理費でございます。

以上が収益的収入及び支出の予定額でございます。

続きまして、(2)資本的収入及び支出でございます。

収入の部、1款資本的収入、1項企業債は、1目企業債、1節企業債1億2,610万円は、医療機器整備事業債及び自動火災報知設備整備事業等に係る附帯設備整備事業債でございます。

2項負担金は、1目他会計負担金、1節一般会計負担金1億9,138万8,000円は、先ほど御説明した一般会計繰入金のうち、資本的収支の収支に係る分でございます。

3項投資返還金、1目投資返還金、1節学資貸与金返還金1,000円。4項寄附金、1目寄附金、1節寄附金1,000円でございます。

8ページをごらんください。

支出の部、1款資本的支出のうち、1項建設改良費のうち、1目資産購入費、1節器械備品購入費9,795万2,000円で、内訳は後ほど資料で御説明させていただきます。2目工事費、1節工事請負費3,511万5,000円は、火災報知器設備整備工事費、エアコン設置工事費などでございます。

2項企業債償還金は、1目企業債償還金、1節企業債償還金3億1,046万7,000円で、前年度と比較して2,328万6,000円の増額でございます。

3項投資は、1目投資、1節学資貸与金720万円でございます。

以上が資本的収入及び支出の予定額でございます。

9ページをごらんください。

平成31年度尾鷲市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。これは、平成31年度1年間の現金の増減をあらわすものです。

1、業務活動によるキャッシュ・フロー、合計マイナス7,537万6,000円。

2、投資活動によるキャッシュ・フロー、合計6,157万1,000円。

10ページをごらんください。

財務活動によるキャッシュ・フローは、合計2,533万3,000円。

以上により、1年間の資金増減額は1,152万8,000円の増加となり、資金期首残高が610万1,000円であるため、資金期首期末残高は1,762万9,000円でございます。

11ページをごらんください。

給与費明細書でございます。

1、総括のうち、職員数は前年度238人、本年度は241人となり、3名増加しております。給与費等の合計は、限度額23億8,185万円、本年度24億3,037万6,000円、前年度と比較して4,852万6,000円の増額でございます。詳細につきましては、11ページの下段の表から14ページまで記載しております。

次に、15ページをごらんください。

債務負担行為に関する調書でございます。

学資貸与金のほか、19件の債務負担行為について記載してございます。

16ページをごらんください。

平成31年度尾鷲市病院事業会計予定損益計算書でございます。

1、医業収益は38億8,911万2,000円、2、医業費用は42億9,263万6,000円で、医業損失は4億352万4,000円でございます。3、医業外収益は4億9,157万3,000円、医業外費用は2億1,094万6,000円、経常損失は1億2,289万7,000円でございます。

17ページをごらんください。

5、特別利益は10万円、6、特別損失は5,614万8,000円、当年度純損失は1億7,894万5,000円でございます。前年度繰越欠損金は29億3,135万2,000円であるため、当年度未処理欠損金は31億1,029万7,000円でございます。

前年度当初予算における純損失につきましては7,462万9,000円であるため、前年度と比較して1億431万6,000円の増となるものでございますけれども、これは、医業収益が6,689万3,000円の増となるものの、一般会計からの繰入金の減に伴う医業外収益が5,208万1,000円の減、退職給付引当金の増等に伴う医業費用が4,785万6,000円の増及び煙突解体工事の計上に伴う特別損失が5,534万8,000円の増となることが主な要因でございます。

18ページをごらんください。

平成31年度尾鷲市病院事業会計予定貸借対照表でございます。

資産の部につきましては、1、固定資産合計が29億716万3,000円、2、流動資産合計が6億4,241万8,000円、以上により資産合計が35億4,958万1,000円でございます。

19ページをごらんください。

負債の部につきましては、3、固定負債合計22億3,084万4,000円、うち企業債が17億6,872万2,000円、退職給付引当金が4億6,212万2,000円でございます。4、流動負債合計が11億8,061万5,000円、うち一時借入金が5億6,000万円、企業債が3億1,046万7,000円、引当金が1億3,748万8,000円でございます。5、繰延収益合計2億3,263万2,000円、以上により負債合計が36億4,409万1,000円でございます。

20ページをごらんください。

資本の部につきましては、6、資本金2億85万6,000円、7、剰余金合計マイナス2億9,536万6,000円、うち資本剰余金が28億1,493万1,000円、欠損金が31億1,029万7,000円、以上により資本合計がマイナス9,451万円となり、負債資本合計が35億4,958万1,000円でございます。

21ページ、22ページをごらんください。

財務諸表を作成するに当たり採用した会計処理の基準及び手続、注記として起債しております。

23ページから29ページにつきましては、前年度の財務諸表等でございます。

次に、30ページをごらんください。

企業債明細書でございます。

平成31年度末の未償還残高合計は、20億7,918万9,460円でございます。

予算書の説明は以上でございますが、課長より資料の説明をさせていただきます。

○平山総合病院総務課長　それでは、当初予算行政常任委員会資料について説明のほうをさせていただきます。通知いたします。

まず、1ページをごらんください。

医業収益について、こちら、31年度入院収益及び外来収益の算出の積算根拠でございます。入院・外来の収益の積算につきましては、平成30年度の4月から12月の患者数及び診療単価の実績をベースに平成31年度の変動要因を加味して算出のほうをさせていただきます。こちら、加味する変動の要因といたしましては、入院収益の下の段にございます米印のある地域包括ケア病棟、平成31年4月から導入予定ですが、こちらについては実績のほうがございませんので、患者数等、目標値を定めまして、近隣病院の単価等を参考に算定のほうを行っております。また、消費税のほうが本年10月から10%になることに伴い、診療報酬の改定が予想されておりますので、こちらのほう、以下の点数につきましては0.48%のアップ分、また一方で、薬価につきましてはマイナス0.51%の改定となっておりますので、その部分を改定率として加味させていただきます。

まず、入院収益につきましては、上段、内科から放射線科ほかを平成30年度4月から12月の実績に基づき算出させていただいたものです。それに今回、一番下の一般病棟計で、こちらのほうが30年度実績と比較いたしますとマイナスの1,549万3,000円の減と見込んでおります。

次に、地域包括ケア病棟と記載のある部分、こちら、30年度につきましては、現在の療養病棟に関する入院料等の実績、地域包括ケア病棟につきましては、診療単価と1日平均患者日数の見込みを合わせまして、こちらが3億3,290万6,000円とし、入院の合計といたしましては、年間見込み額で22億7,877万7,000円とし、30年度実績からの増減としては、1億1,616万8,000円の増加を見込んでおります。

次に、下の表、外来収益、こちらにつきましても、30年度実績につきましては4月から12月の患者数及び診療単価をもとに算定しております。こちらのほう、内科から脳神経外科まで合わせまして14億8,976万とし、こちらは、増減額といたしまして4,386万2,000円の減を見込んでおるところでございます。

なお、外来につきましては、今年度、5月の大型連休等で例年244日の診療日数が今のところ240日となる見込みでございますが、その辺につきましては、定期受診患者等も多いということで、日数減等については実績をもとにということで、今回外来の患者数については算定をしておるところでございます。

次に、2ページ、3ページをごらんください。

こちらが地域包括ケア病棟への転換についてでございます。

現在、療養病棟7階につきまして稼働しておる病棟につきましては、診療報酬の入院基本料について、平成31年4月から、現在、療養病棟入院基本料2という入院基本料を算定しておりますけれども、こちらを地域包括ケア病棟入院料4に変更するため、31年3月の下旬に東海北陸厚生局に届け出のほうを行っていく予定でございます。

1の入院基本料につきましては、これは現在の療養病棟入院基本料2の1日につきかかる点数表を記載しておりますが、現在、総合病院の算定としては、ADL（日常生活動作）、あと、医療必要度の組み合わせにより算定されておること、現状といたしましては、主に医療区分1にある部分の入院料、入院患者さんが対象者として多いということで、現在、総合病院につきましては、入院患者、この医療区分3と2の合計患者が5割未満ということで、現在それぞれの所定点数をさらに100分の90で算定されているといった状況となっております。こちらにつきまして、平成31年4月から地域包括ケア病棟入院料4という入院基本料に移行するというので、点数といたしましては2,038点となっております。

2番、地域包括ケア病棟入院料4の主な施設基準に関する実績等ということで、こちら、四つ大きくございますが、1番の看護配置数につきましては、ケア病棟1

3対1の施設基準、うち看護職員の最少必要数が7割以上ということでございます。現在の実績としましては、本年2月1日付で院内の配置転換等により基準数を実際にもう配置して運用を行っております。15名体制のうち看護師数は現在11名となっております。

2番の看護必要度につきましては、基準を満たす患者が1割以上ということでございますが、現在、看護必要度の基準を満たす患者につきましては、12月から1月にかけての実績といたしまして20.79%となっております。

3番のリハビリ従事者の専従配置につきましては、現在、リハビリテーション部理学療法士、こちらのほうに1名の配置を行っているところでございます。

3ページのリハビリ提供、こちらのリハビリを提供する患者数について、1日平均2単位以上提供が必要、こちらは土日祝を含めた平均。1単位というのは20分でございますけれども、こちらの実績につきましては、先ほどと同じく12月から1月の実績として2.94単位となっているところでございます。

3番に地域包括ケア病棟の対象患者となる患者さんについてということで二つ、当院の一般病棟から転棟する患者さん、こちらは急性期の治療を終了しまして退院に向けての経過観察等を行う患者さんと60日以内に在宅への退院ができる患者さん、2番目といたしまして、他病院からの転院患者さんを予定しています。一旦一般病棟を経由して入棟ということとなります。看取り患者さんにつきましては一般病棟での受け入れということで、今後運用を考えております。

次に、4ページ、資料3をごらんください。

先ほどの予算書の修繕費の内訳でございます。平成31年度の修繕費につきましては、上段の医療器械器具修繕費につきましては、上の全身麻酔器2台修繕から移動型X線テレビの修繕料と、あと、その他修繕分として1,000万、合わせまして2,196万1,000円となり、前年度比で400万9,000円の増となっております。

下段、施設・設備関係の修繕費につきましては、大きいもので医療用ガスアウトレットパッキンの交換修繕が259万2,000円、これら五つの修繕とその他修繕費、こちら1,000万円を合わせまして、計1,481万2,000円で、前年度比、こちらはマイナスの626万1,000円となり、合計、31年度の修繕料といたしましては3,678万1,000円、前年度比でマイナスの225万2,000円となっております。

次に、5ページが賃借料の内訳でございます。

こちらにつきましては、上のほうから、駐車場19カ所に係る賃借料、こちらは後ほど場所等につきまして御説明いたします。

次に、寝具、布団等につきましては2,434万7,000円で、前年度比、マイナスの109万6,000円と医師住宅賃借料につきましては1,117万2,000円で、前年度比80万4,000円の増。在宅酸素の賃借料につきましては、939万2,000円となり、こちらは実績等により減しておりますが、前年度比はマイナス137万2,000円の減。

次、医療器機賃借料につきましては、これら合計いたしまして2,048万3,000円で、こちらにつきましても前年度比マイナスの153万6,000円の減となっております。こちらの実績等による減分等を見込んだ金額でございます。その他賃借料につきましては238万円で、前年度比マイナス4万6,000円、賃借料合計といたしまして8,477万1,000円で、前年度と対比いたしますとマイナスの337万2,000円となっております。

次、6ページ、7ページが先ほどの1番目、駐車場についての資料でございます。別紙1につきましては、それぞれ位置をあらわしております。病院内にあります米印A、Bにつきましては院内の患者さん用駐車場、あと、国道側にある19番につきましては、こちらは駐車場ではなくロータリーの部分、正面玄関の植え込みとかがある部分でございます。1、4、5とある斜線の部分につきましては、職員用の駐車場、べた塗りの部分につきましては、患者さん用の駐車場となっております。

7ページのほうが駐車台数及び賃借料の合計で、職員、患者さん用、合わせて296台、1,699万6,656円、下がその内訳で、A、B、先ほどの院内の患者さん用駐車場が合計58台と、患者さん用駐車場につきましては199台と職員用駐車場につきましては155台となっております。

なお、職員用駐車場につきましては、全額職員より駐車料金のほうを徴収しているものでございます。

次に、8ページをごらんください。

資料5が委託料の内訳についてでございます。

上のほうから、医療事務の委託料31年度につきましては1億706万5,000円となり、前年度比が153万4,000円の増、こちら、消費税等の増加による分と人件費等による増加分を加味したものでございます。

院内業務委託料につきましては、廃棄物の処理業務等に係るものでございますが、こちらにつきましては1億3,776万3,000円で、前年度比が83万1,000

0円の増となっております。

医療機器保守委託につきましては1,755万3,000円、MRI装置、あと、超音波診断装置等に係る保守点検の部分でございます。こちらにつきましても前年度比113万2,000円の増となっております。

建物設備の保守委託料につきましては、外来棟のボイラーですとかエレベーター等の保守に係るものでございます。こちらにつきましては、31年度で3,582万円、前年度比88万1,000円の増。

次に、コンピューター保守委託でございますが、こちらは栄養管理システムから電子カルテ等の保守委託に係るものでございます。こちらにつきましては、合計で31年度、3,663万1,000円で、前年度比1,058万4,000円の増となっております。この中で、中段よりやや下、元号プログラムの変更540万ほか、消費税変更に係るプログラム変更ですとか、あと、福祉医療費のプログラム、DPC請求プログラム変更等に伴うもので、合計996万1,000円の増となっております。

その他委託につきましては、給食材料費等に係るものでございますが、こちらについては4,699万1,000円で、前年度比、マイナスの65万8,000円で、委託料合計といたしまして3億8,182万3,000円で、前年度と比較いたしますと1,430万4,000円の増となっております。

次に、9ページが資産減耗費の内訳についてで、こちら、たな卸資産減耗費4万円と、あと、固定資産除却費の対象の一覧を示させていただいております。先ほどの4万円に647万8,000円を合わせまして、資産減耗費の合計が651万8,000円とするものでございます。

次に、10ページをごらんください。

こちらが建設改良費（資産購入費）の内訳でございます。

31年度、ほぼ更新予定のものですが、大きいものにつきましては、X線の透視撮影システムの3,132万円、あと、透析装置2,111万4,000円等がございます。あと、一番下のほうで、安全カメラ、こちらのほうは患者さんの安全対策として今回新たに31年度に導入を検討するもので、院内の出入り口とか受付等にカメラのほうを設置していく予定で、こちらのほうの予算が176万円、これら資産購入費、合計いたしまして9,795万2,000円を計上し、前年度比プラスの1,695万6,000円とするものでございます。

次に、11ページ、資料8が一時借入金の限度額についてでございます。

一時借入金につきましては、予算支出に対して短期的に資金不足を補うことを目的に借り入れる一時借入金ということで、こちらのほう、地方公営企業法におきまして予算で限度額を定めた上、限度額の範囲内ということとなっております。

一時借入金につきましては、先ほどの予算説明のほうで申し上げましたが、毎月の材料費ですとか経費、職員給与の支出がある一方、国保等の診療報酬が2カ月おくれで入金されるというような状況もあり、そちらのほうを一時借入金によって補っておるものでございます。

こちら、2番のほうで一時借入金の推移を平成24年度から平成30年度予定と、あと、31年度の見込みを記載しております。24年度から純損益がマイナス決算となってきたことにより、内部留保資金のほうも平成24年度につきましては5億4,000あったような状況が、平成29年度では4,200万円、平成30年度末におきましては、今のところ約1億3,400万のマイナス、31年度につきましてもマイナスの2億2,800万という金額を見込んでおるところでございます。

下のほうが24年度から31年度見込みまでをそれぞれ最高借入額、純損益、内部留保資金をグラフ化したものでございます。

次に、12ページのほうをごらんください。

3番としまして、平成31年度の一時的借入金の限度額についてということで、こちらのほうは、31年度は地域包括ケア病棟への転換によりまして医業収益は増と見込んでおりますが、一般会計繰入金の減ですとか、あと、費用の増により純損失となり、3月の下旬については7億5,300万円の資金不足となることの見込みのため、限度額を8億円に設定し対応していく必要がございます。

なお、3月下旬に企業債の借り入れですとか国保診療報酬の収入が見込まれるため、年度末残高としましては5億6,000万円になる見込みでございます。

なお、30年度の資金収支の実績及び平成31年度の資金収支の予定として、13ページのほうに別紙2をつけさせていただいておりますが、こちらのほう、上段が30年度の資金収支の実績と見込みということで、備考欄に一時借入金の返済額及び借入額のほうを記載させております。30年度につきましては、4月、7月、6月以降、借入返済を行っておるような状況で、こちら、3月の予定見込みとしまして、一時借入金の最高額としては5億1,400万円となる見込みです。

下が31年度の資金収支の予定ということで、4月から3月までのシミュレーションを行ったものでございますけれども、こちら、4月初から毎月一時借入金の

借り入れを行わなければならないような状況ということで、3月の末につきまして、一時借入金の最高額、こちらを7億5,300万円と見込むものでございます。

4番といたしまして、一時借入金解消に向けての取り組みでございます。解消に向けまして、当面取り組みといたしまして、回復期の患者が東紀州地域から区域外へ流出しているという現状がございますので、平成31年、先ほども御説明いたしました地域包括ケア病棟の患者、こちらを1日平均35人として見込んでいますところですが、さらに病床稼働率のアップを目指すこと、また、平成30年度にはDPC制度への参加により増収を図ること、これらによりまして、今後、一時借入金の解消を図っていきたいと考えております。また、人口減により医療需要が減少している中で、当病院の医療提供体制を見直す必要があると考えており、病院内に現在設置されている病院将来構想委員会の中で、医療需要に見合った医療提供体制を検討していきたいと考えております。

先ほどのDPC制度への参加のための資料といたしまして、14ページが今年度導入いたしましたDPC分析システムを用いまして、平成30年4月から12月の診療報酬実績に基づいて試算を行った結果でございます。

上のほうがそれぞれ内科から泌尿器科までの件数、平均在院日数、あと、入院期間等がございます。それらの割合と右のほうでDPC請求額ということで、包括に係るものと、出来高で請求するもの、あと、DPCから外れる特定入院料として算定する部分と合わせまして、DPCでの診療報酬、請求額の試算合計としまして、それらを一覧にしたものでございます。

一番上の表で包括、黒囲いの部分でございますけれども、こちらが8億984万9,250円、こちらが包括で請求する入院料に係る部分ですが、こちらについて、あと、左下に表記しております基礎係数というのがございます。こちらのほう、機能評価係数として、現在尾鷲総合病院が届け出を行っております施設基準ですとか統計診療料に係り、それぞれ係数というのが算出されるものですが、この係数0.1107となります。こちらのほうを掛けますと包括に係る係数ありの合計としましては9億2,492万8,828円となります。こちらのほうで出来高との差額が9,539万5,092円と試算されましたので、こちらのほうを9カ月で割って年間の増収見込みとしてあらわすと、こちらが今回の試算では1億2,719万3,000円の増収見込みであるというような試算結果となっております。

なお、下の表のほう、項目、機能係数Ⅰと機能係数Ⅱとございますけれども、機能係数のⅡにつきましては、それぞれの病院の救急医療係数ですとか地域医療係数

というのがございまして、紀南病院のところで現在出されておる係数を書いておるんですけれども、総合病院につきましては、この部分の係数が算定できませんので、今回の試算につきましては、機能評価係数Ⅱについては加味していない試算結果となっております。

次、15ページが資料9で、ボイラー煙突解体工事でございます。

こちらのほう、特別損失に今年度は計上する総合病院のボイラー、煙突の解体工事に係るもので、こちらにつきましては、下の写真にございます煙突につきまして、以前、廃棄物の焼却炉として使用されておったことがあることから、ダイオキシン類の暴露防止対策要綱並びに石綿障害予防規則等を遵守して解体工事を実施していくということで、今年度、解体に係る設計の業務委託等を行いまして、それに基づき予算計上のほうを行っておるものでございます。

対象設備につきましては、煙突1基、高さ26メートル、頂部が750、工事箇所は外来棟の北側で、工期といたしましては、着工を4月、完了を7月内ということで予定をしておるところでございます。予算額につきましては、解体工事費が5,432万1,000円と施工管理に係る部分が545万4,000円で、合計5,977万5,000円、財源といたしましては5,970万円につきまして企業債のほうを充てるものでございます。

委員長、あと16、17ページ、小児科の診療体制についてはその他の項目に当たるものなので、後ほど説明させていただきます。

○河合総合病院事務長　以上が平成31年度尾鷲市病院事業会計予算書及び予算に関する説明書についての説明でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○南委員長　ここで10分間休憩します。

(休憩　午前11時11分)

(再開　午前11時22分)

○南委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

病院の審査は冒頭も言いましたけれども、昼を挟んでもそのまま終了するまでいきたいと思しますので、よろしく願いします。

○奥田委員　まず、事務長にちょっと確認したいんですけど、予算書の18、19ページの貸借対照表なんですけど、さっき説明がなかったんですけど、これは債務超過じゃないですか。その説明ってありました。

○河合総合病院事務長 一応、資本がマイナスになるということは説明させていただきましたけれども、内容についてはちょっと説明させていただいておりませんので、説明をちょっとさせていただいていいですか。

○南委員長 お願いします。

○河合総合病院事務長 一応、債務超過、資本、マイナス9,451万という状況になっています。この理由というのが、きっかけというのは平成26年度の公営企業会計制度の中でもともと借入資本金として企業債が整理されていたものが負債として計上するということになったことが一番初めの原因ではあります。その26年度から会計制度が変わっていますので、会計制度が変わっていない25年度でいくと資本合計が41億5,400万程度あったという中で、企業債の部分の33億8,600万について負債のほうへ変わったというのと、もう一つ、資本剰余金の部分で、4条で繰り入れる繰入金なんかも資本剰余金として整理するという事になっていましたので、それも負債のほうの繰延収益のほうへ変わったということで、26年度から資本金1億9,000万というところから徐々に赤字が来たことによって債務超過になったという状況があります。

もう一つ説明させていただきたいのは、負債の中で繰延収益というのが2億3,200万ほどあると思うんですけども、ここは支払債務ということではなくて、今後、長期前受金戻入ということで、収益的収支に集約化される部分の帳簿上の負債ということで、実質誰かに支払わなければいけない債務ということではないというところが1点と、あと、企業債の固定負債と流動負債に計上されている企業債が合計20億7,900万あるんですけども、このうち、一応12億4,900万については一般会計が今後負担するという事ですので、その辺を加味すると、資本についてはプラス13億7,800万になるという状況もありますので、直ちに民間企業でいう倒産というか、そういうような感じの状況ではないというところはあります。ただ、資金的に非常に厳しいというところがありますので、そこは十分注視というか、そこを改善するために努力はしていかなければならないと考えておるところでございます。

以上です。

○奥田委員 事務長、ちょっと甘いですよ、考えが。これ、債務超過ですからね。貸借対照表というのはバランスシート、BSと言われますけど、皆さん御存じのように、左側が借方、右側が貸方といって、この左側の部分が資産、右側の部分が負債なんですよ。普通は資産のほうが多いんですよ、負債よりね。今回、負債のほ

うが多いんですよ、資産より、それを債務超過、債務のほうが多いということで債務調査だけど、負債のほうが多くなったんですよ。これは今回初めてなんですよ。非常に重要なことを僕はなぜ説明しなかったのかなと言っているんですけど。

今の説明を聞いておっても、26年の会計制度の変更があったから、それが原因だ原因だと言うけど、でも、それがあつたとしても、その分恩恵を受けている分があるじゃないですか。資本に入っておつた分が収益にどんと上がって、本来なら3億、4億赤字のものが1億ぐらいで済んでおるやないですか。あなた方はそれで収益が前に比べたら赤字が減りましたよという説明をしておるわけですから、ええところはええところで説明して、こういうときにはそういう言い方をするというのは、ちょっと僕は不自然さを感じるんですけども。

でも、実際問題、今、繰延収益の話もあつたけれども、実際やっぱり帳簿上これは、本来、実資産のほうが多いのが普通ですよ、ほとんど圧倒的には。それを負債のほうが多くなったということで債務超過ですからね、これ。その債務超過の認識というのはきちっとすべきじゃないんですか。これをきちっと説明しないで問題ないんですか、全然。やっぱり市長にもちゃんと説明してあげているんですか。初めての債務超過ですよ、これ。こんなことを何も説明せずに行こうと思ったんですか。どうなんですか、事務長。

○河合総合病院事務長 先ほど貸借対照表のところで資本がマイナスになるということをおつと説明させていただいたところですけども、市長に対しても、こつしの貸借対照表ができたときにそういう状況やということは一応説明はさせていただいています。

あと、何度も説明させていただきますけれども、繰延収益とか企業債の一部を一般会計が負担するという特殊な部分がありますので、直ちに債務超過で経営ができなくなるという状況ではないということは、確かは確かです。ただ、資金不足のところがおつ非常に問題というか、今回、一時借入金、8億に上げさせていただいていますが、そこがおつ非常に問題があるので、資金の確保に精いっぱい努力はしていく必要があると考えております。

○奥田委員 普通、企業やつたら破産ですよ、破産じゃないですか。一時借入金なんて、銀行が貸してくれるわけないでしょう、これ。行政だから貸してくれているわけで、普通の一般企業やつたら債務超過の状況では銀行は貸してくれませんよ。一時借入金がおつ6億から8億、この説明も最初の第7条の説明も全然なかつたですけど、そういうところをきちっと透明性を持って説明しておかないと、ちょっと僕は、

どうなんですか、その辺、正確に。事務長、ごまかさずに、ごまかしが多いんですよ、病院の説明って。ごまかさずにきちっとした説明を、執行部ってごまかしが多いんですけどね、僕が思うに。ごまかしじゃなくてきちっとした説明をやっぱり市民の方にする、議会に対してするということをしてほしいですよ。事務長、そう思いませんか。これもぎりぎりじゃないですか。一時借入金なんてもう6億。8億、さっきだって解消に努めていきますなんて課長は言っておったけど、これ、解消できますか、今の段階で。DPCなんかやったら余計に悪化しますよ、入院患者がどんどん減っていくし。だから、どうなんですか、まず具体的な質問をいろいろしたいんですが、その前に事務長にお伺いしたいんやけれども、もっときちっとしたね、ごまかしはやめましょう。ごまかしはやめてきちっとした説明をしてもらうことだけ約束してもらえませんか。

○河合総合病院事務長　こちらとしては気がつく点というか、できる限りわかりやすく説明することに努めさせていただいてはおるところですけれども、一時借入金の部分についても別途資料8のほうで御説明させていただいております。債務超過の分は資料として御提示していなかったもので、そこは反省させていただきたいと思っておりますけれども、今後できるだけ情報提供に努めさせていただきたいと考えております。

○濱中委員　今、一時借入金の解消に関しても債務超過に関しても、公営企業の場合は一般会計からのという話もありましたけれども、一般会計がお金がないから一時借り入れがふえているという、その部分も認識がきっちりされるほうがええのかなというのを感想としては思いました。

質疑でもさせてもらいましたけれども、事務長があおのときに経費節約に努めという言葉を出されましたので、今回の当初予算に関して、経費の節約の部分で確認をさせてもらおうと思います、幾つか。

実は、これを見るに当たって、一体どれだけの経費が削減できるのかなというのを考えるために、全国平均で経費がどれぐらいかかっているのかというのを調べてみましたら、全国平均の自治体病院の場合、100床当たりで大体23億ぐらいかかっていますよと、急性期の場合。なので、急性期と慢性期と合わせて大体尾鷲市と同規模ぐらいやったらどれぐらいの起票なのかなと思うと、50億を超えるところが大体平均だと。だけど、尾鷲市の場合は40億の前半でおさまっているということは、かなりここまで絞り込んでいるのかなと思うんです。なので、これ以上の経費節約は大変なんやろうなというのを想像しております。

その中で、まず、節約として一番最初に目をつけやすいのが光熱水費であるとか、あと、燃料費であるとかというあたりなのかなと思うんですけども、すごく家計的な考え方でちょっと申し上げたいと思います。光熱水費をこの過去5年で比べてみましたら、前年度からそんなに下がってないんですよ。31年度に関しては消費税の分のプラスも考えなければいけないから、その辺のプラスはあるのかなという想像はするんですけども、27、28、29年の決算ベースで見ますと、当初予算と実質とで1,000万ぐらいの開きがあるんですよ。余分に見込んでいますよね、1,000万ほど、どの年も。過去ベースでいったとして、ことしもまた実質よりも1,000万ほど多いところで見積もられているんですけども、1,000万を超えるようなところで緩みを持たせなければいけない要因って何かありますか。

燃料費に関しては、年によっては2,000万、3,000万余分に当初で持っているときもあるんですよ、決算と予算と比べたときにね。燃料費に関してもそうなので、燃料費と光熱水費を合わせると年間2,000万ほど実質よりも多目に見積もっているんですけども、ぎりぎりで行っている中で2,000万も余分に見積もれるというのは何か要因があつてのことかなと思うんですけども、こういったことが考えられますか。

○山本総合病院総務課係長 光熱水費に関しましては、電気料金で言いますと燃料費調整単価等で、私どもで全部が全部見切れない部分があると、ガソリン代の高騰等も比例して値上がりする部分があると。今、手元の資料では、税抜きに関してなんですけれども、27年度で8,300万円ほどの決算、28年度ですと7,076万ということで、1年間で1,300万ほど差がある年もあると。そういうことで、29年度は7,500万の決算ということにはなっているんですけども、そういった面で、正直言いますと、当初予算の段階ではある程度はそういったことも加味して余裕を持った予算にはなっていると。先ほど言われたように、過去においてさらにもっと余裕を持たせているということに関しては、もう少し厳しく予算を査定しないとはいけないと思うんですけども、今年度以降に関しましては、そういうこともなるべく、正直な話として予算が厳しいこともありますので、かなり精査した予算になってきているということになります。

以上です。

○濱中委員 光熱水費の削減という意味においては、市民サービス課で電灯をLEDにかえましたよね。本当に光熱水費がすごく下げられるという結果が出ております。現在、総合病院においてLEDに交換をしていくという計画がなされている

のか、進んでいるんやとしたら、LED化されていないものがどれぐらいあるのか。前もっての通告をしているわけではないので、具体的な数字を求めるものではないですけれども、節約するという意味ではその辺の考え方は必要かなと思いますので、結構な数がありますからね、病院全体を考えれば。その辺の計画がどのように進んでいるのかの考え方を教えてください。

○平山総合病院総務課長　　ただいまの御質問にございました現在総合病院において、施設、例えば病棟であったり外来部分については、計画的に照明のLED化を進めている部分はありません。

ただし、新たに電気器具を交換するものについては、全てLEDを使用する照明には変更を行っておるところですけれども、ただ、今後蛍光管の製造期間の問題等もございまして、総合病院のほうでは施設、当然光熱費の減も踏まえた上での照明交換というのはやっていかなければならないんですけれども、前年度においてLED事業者からの聞き取り、見積もり聴取は行っておるんですけれども、現在のところまだ計画的な計画年度への乗せ込みというところはまだやっていないような状況ではございます。

○濱中委員　　LEDにかえたら全体で幾ら減とかということをやりながら、小さい数字を積み重ねながら節約というのはしていくものなのかなというふうに思いますので、やはりこれから経費節約という考え方があるのであれば、計画的に年度を決めて交換をお願いしたいと思います。

同じページの薬品と材料費に関してなんですけれども、これに関しては、昨年、一括購入であるとか、保管の仕方とかというのを変更して絞り込みをかけますということで行われたと思うんですね。ところが、薬品費はうまくやっておるように思うんですけれども、今回材料費が少し昨年度よりもまた上がるというような状況になっております。この辺の要因をお聞かせいただきたいと思います。

○徳井総合病院総務課長補佐　　診療材料の今年度少し上がっておる理由といたしまして、診療材料は今、約2,000種類ほどのものを使用しております。診療材料一つ一つを積み上げ、金額を算出することが困難なことから、医業収入、入院収益、外来収益に対する比率で算出しております。平成29年度の決算における診療材料比率は10%で、平成30年度当初予算においては、診療材料の一括導入をすることで診療材料費を9%、約3,400万の減で予算計上いたしました。現在、平成30年度においては、診療材料費の比率が9.5%で推移しております。診療材料の上昇理由といたしましては、がん科手術件数の増、前年比に比べて手術

件数が約 5 4 件に伴う眼内レンズの購入、外科入院患者の増、前年度比率に比べ、延べ人数が 8 7 2 名の増に伴うカテーテル、点滴セット等の購入、透析患者数の増、前年比に比べ、延べ人数が 2 7 5 名の増に伴うダイアライザーとか血液回路等の購入費分、院内感染に伴う衛生材料、ガーゼとか消毒綿球等の購入費等が増加するのが主な原因で、上がった理由でございます。

このことから、平成 3 1 年度当初予算の診療材料の材料率を平成 3 0 年の実績を踏まえて 9 . 3 % で算出したことによる増額となっております。

以上でございます。

○濱中委員 丁寧な御説明ありがとうございます。

やはり材料費や薬品費に関しましては、患者数がふえたりとか手術件数がふえたりすれば、もちろんそれにスライドして上がっていくものだという事は理解しておりますので、患者数がふえることによってそういった経費がふえるということに関しては理解をいたしております。ただ、全体の患者数が減っておりますから、そのあたりがどうなのかなというのは一つ残りますけれども、やはりそういうふうを考えますと、経費節約という言葉に関しましては、固定費のあたりであるとか減価償却費であるとか、そういった患者数の増減に関係ないところでどういったものをするのかというのが必要なのかなというふうに今聞かせてもらって思いました。

最後にもう一点、経費のことについて、資産購入のあたりで考え方をお聞かせいただきたいんですけども、発信いたします。

今通知いたしましたこの資産購入費、やはり毎年毎年大きな器械が中には入ってきていて、それを使って患者さんをしっかりとみていくということでは、器械を買うことは必ず必要かと思うんですけども、その器械を購入した後、それを維持管理していく中で、これがこの病院にとって規模であったりとか質であったりとかいのがどれだけのものなのかということもきちんと分析しながら購入の時点で買ってほしいなと思う気がしております。

この中で一番大きい X 線透視撮影システムを例に挙げて教えていただきたいんですけども、この X 線透視撮影システムの耐用年数がどれぐらいのものなのか、耐用年数から考えて、年間何人ぐらいの患者さんから報酬をいただければペイできるものなのかというあたりの考え方はいかがでしょうか。

○河合総合病院事務長 実際の透視の実績等についてはちょっと資料がないもので申しわけないですけども、X 線テレビ装置の実質の耐用年数は 6 年で、今回更新するのが平成 1 6 年度に導入したもので、導入より 1 3 年が経過しておる中で、

検査中に撮影が中断するような事態も起きていますし、昨年6月において修理部品の保有期間が終了ということで、今度壊れたら直せないという状況を業者から聞いておりますので、今回更新ということで予算計上させていただいたところでございます。

○南委員長　それと、今のシステムの患者の損益分岐点は答えられる。

○松井総合病院総務課係長　このX線装置なんですけれども、胃の検査とか健診のほうをされますよね。それで、大体8,000円から1万円ぐらいの1件当たりの収益としますので、3,000人から3,500人ぐらいをすれば32万円ですので、そのぐらいの人数でもとが取れるという計算になります。あと、また造影剤とかを使った場合、造影剤加算とかがありますので、そこのところで上下はあると思います。

○濱中委員　今の数字を持っていらしてほっとしたところなんです。3,000人が、年間ですか、この耐用年数、年間ですね、耐用年数内ですね。耐用年数内でその人数であればということで、じゃ、実際の実績がどうなのかというあたりを考えたときに、それよりたくさんみているのであればこの器械はこの病院に見合ったものであるというような考え方なのかなと思います。なので、これから本当に大きな器械に限らず、ここでも100万未満のものもありますけれども、この器械を使うことによって幾ら報酬が受けられるのかというあたりの感覚をお持ちいただくことと、恐らく尾鷲総合病院の今の状況を考えると、耐用年数が来たからかえるなんていうことはできないんだと思うんですね。きっと6年のものであれば10年以上使うというようなことですから、それは大層大事にさせていただいておるんやろうなという気はしますけどね。

やはり、器械を買うときにこの病院に見合ったものであるのかどうか、必要性は必ず必要なものやとはわかりますけれども、器械一つとってもすごく高度な高いものから本当にぎりぎりこれで間に合うであろうという程度の器械まであるんやと思うんです。それを買うときに、本当に何人患者さんを受け入れればペイできるのか。逆の意味で、何人入れなければいけないからこの先生だけは確保しておこうという、この器械を使うためにはこういう先生が要りますよといういろんな条件が一つの器械を買うときにでも考えるべき要素があるんやと思うので、壊れたから買うとかなくなっただから買う、この先生が来たから必要ですという、そういう安易な考え方ではなくて、ここの身丈に合ったものを考えたときには、必ず一つの器械に関しても周辺の要件というものはきちりと説明ができる状況で購入を考える、そういった

やり方をお願いしたいと思います。まずその経費のことに関しては以上で結構です。
今のことで答弁があれば。

○南委員長　もし答弁があれば。

○山本総合病院総務課係長　補足で説明させていただきますと、29年度で、先ほどの件に関しては1,255件の検査を行っている。それと、放射線技術部から、こういった器械に関してもピンキリでいろいろありますので、いろいろ医師等からもさらにもう少し高いものという要求もあったわけなんですけれども、放射線技術部として実績を見て、それで患者さん等のことを考えて、それよりも一ランク低いものでも尾鷲総合病院としては対応できるということで、そういった形で現場のほうとしてもそういった精査をして、経費節減ということも意識した購入ということで今回検討しております。

以上です。

○濱中委員　ありがとうございます。

恐らくこういった器械のものであるとか病院内で使うもの、それこそボールペン1本に関してでもなんですけれども、やはり総務課だけがそういった思いを持っているとしてもなかなかかなうものではないんやなということは実感として感じております。病院全体、スタッフが今の病院の経営状況ということ把握していただくことで、今おっしゃっていただいた放射線部からのそういった助言というものをいただけるといことが進んできておるのであればすごくありがたいことかなと思いますので、スタッフ全員が今の経営状況の把握に努めて情報共有できるような、そういった体制をお願いしたいと思います。

○南委員長　他に。

○野田委員　31年度予算のほうで医業収益、4ページなんですけれども、健診収益が3,526万1,000円と計上されているんですけれども、大体毎年見ますと3,500万ぐらいの予算で実績が3,400万というところで安定的というのかなというのか、推移しているんですけれども、この点については、どのようなイメージというのか、今後の施策というのをどのように考えているんですか。まず教えていただきたいと思います。

○河合総合病院事務長　現在、健診については月曜日と金曜日、週2回ということで、金曜日は外部から先生が来ていただいて月曜日は病院長がやっていただいておりますという状況でありますので、基本的には今の体制を継続してやっていくということで、1名新たに健診用の医師をというような検討もあるんですけれども、なか

なか健診だけで収益を上げるというのは難しいところもありますので、とりあえず今のところは現状のところで行くんですけれども、夏なり秋については結構、1日20人なり25人ぐらいの定員で受け入れているんですけれども冬場はちょっとあきがあるということで、今年度から市役所の一般健康診査を受け入れたり、そういうのをできるだけ健診でも収益を上げていかないととは考えておるんですけれども、なかなか診療の体制というか、医師の数の関係でこれ以上ちょっとふやせないという状況があるのは現実でございます。

○野田委員　三重県下の民間病院でもある程度総合病院的なところなんですけれども、やはり予防医学というところで、健診診療というところにウエートを十分かけている病院があるわけなものですから、僕、この地域を見る中においては、健康保険組合とかそういうのに入っている事業所先が少ないからこういう状態かなと思うんですけれども、健診から予防医学で次のステップの医療というところに向いている病院がほとんどなんですよ、環境も整えて。ですから、そういうことをちょっと思っているんですけれども、今の地域の医療、健診人口からすればちょっと無理があるのかなと、そういうことを思いましたので、方向性というか考えをちょっとお聞きしたんですけれども。

以上です。

○南委員長　答弁はいいですか。

○三鬼（和）委員　事務長あれじゃない、先ほど奥田委員から質問があった債務について。会計事務が変わったときに、一般会計から今でも繰り出しておる4条資金への負担額になっておるのは。ああいったのを説明されたのはそういったことを言っておるんやと思うんやけど、今後はやっぱりバランスシートなんかの中に、中期金額をつかんで中期で明細を書かれるほうがええかもわかりませんね。それは今後の対策です。

あと、今年度の医療収益とのバランスの中で赤字になる部分なんですけど、3条資金への市からの繰り入れ分というのか、それを引くと大体30年度と31年度分と一緒にぐらいかなと思うんですけれども、ただ、先ほど入院患者とか外来患者の話をして、入院患者、療養の方が新たなポイントで数えるのか、外来患者については数字が高過ぎるんじゃないかいな、30年度の補正の実績で外来391人で、今度の予算でも394人なんさね、外来。人口が減ってきてきよる中では、ちょっとこれ無理過ぎなんじゃないかなと思うんですけど、もう少しその辺を詳しく説明していただけませんか。

○河合総合病院事務長 御指摘いただいた部分については、30年度の1日平均、4月—12月実績で見ても391.3人という状況ではございますけれども、結局診療日数が非常に大きくて、244日という平成30年度の日数で、平成31年度は240日しかないということで、結局この外来収益というのは診療単価掛ける1日平均患者数でやっていますので、単純に4日分減らすというと五、六千万減るといいう状況になるんですけれども、状況を見ると定期的に1カ月に1回、2カ月に1回定期的に来る患者さんがいらっしゃいますので、結局減った分がそのまま減るといいう状況ではないかなというところで、その部分は割り戻してというか、その部分は1日分の患者数のほうを増という形でみさせていただいておりますのでこういいう形になったということで、延べ患者数については減っておるということにはなりませんけれども。

○三鬼（和）委員 延べ患者数は若干減っておるんですけど、ただ、先ほどちらっとその他のやつを見てしまったというか、30年度と医師の数をきちっと同じように確保していかないと、これで医師が1名でも減ったりとか、小児科なんかが減るといいうようなあんばいでしておるもので、そこで確実に医療収益が減るといいうのが見えてきておるじゃないですか。医師を確保しているというか、確実に30年度と一緒の体制でやるという前提がありますので。

もう一つ言わせていただけると、働き方改革で特に産婦人科の先生とか、現状、今みえる先生はやっていただけるかもわかんけど、非常に厳しい状態になって、少なからずとも今の産婦人科の先生がもしいなくなったら、産婦人科の継続って無理ですよ。非常に先々ちょっと厳しいかなって。先ほども高村委員かな、先のことを考えてという、市長、先のことを考えたら、今ほど医療収益を求められるような、DPCの部分の患者はまだ実績が出ていないものでわからないですけど、診療とか。ちょっと二、三年先厳しい、今診療体制を見直すということは、牌を小さくしなくちゃいけないんじゃないかなって思うと、収支バランスが今みたいな比率が悪くなるよりは療養とDPCでどれぐらいになるかといいうのは、これは実績がないもので今は心配して言われている委員さんもおる、一つの心配もありますし、実際なければあかんですけれど。ただ、医療体制とか今の診療体制に人口数が減っていくのを見るとかなり厳しい、今年度も厳しい数字なんかと思うんですけど、その辺はちょっと無理していませんか、大丈夫ですか。

○河合総合病院事務長 公営企業会計の予算ということですので、経営目標ということで、この数字をもとに振興管理して運営会議も含めて全職に対して今この

予算に対してどういう状況やというのを示しながらやりますので、低目で見積もるということは公営企業の予算という一般的なにはないと思うので、やはりちょっと高目というか、経営目標も含めて予算を定めて、その達成に向けて取り組んでいかなければならないという気持ちもちょっとございますので、31年度についてはまだちょっといろいろと変動要因もあるんですけども、この数字を目標に取り組んでいきたいということは考えておるところでございます。

○三鬼（和）委員　　こういった形で進めていただきたいし、本年度でもいわゆる3条資金への市の繰り出し、4条資金の分がちょっと金額が上がっておるよって、損益に当たる部分で4,000万弱ぐらいの赤字をふやして予算を組まなあかん、見通し損益をつくらなあかんという現状ですもんで、市からの繰り入れが期待できないという状況で頑張ってもらわなあかんということがありますもんで、その辺だけ、やっぱり今回、できましたら今後診療報酬の変わる部分であるとか療養、あるいはDPCの少なくとも二、三年先ぐらいの予測も、難しいと思うんですけどそれも立てていただいて、示していただいて、その年のこれを議論するようにお願いしたいなと思いますけど。その辺はできますか、どうなんですか。

○河合総合病院事務長　　32年度まで一応公立病院改革プランというところで収支も含めてお示しをさせていただいておるところですけども、やっぱり収支計画、患者数に乖離が出てきますので、32年ということではなくて数年先まで含めて、地域包括ケア病棟の運営状況なりDPCの状況、あと、もろもろ、医療需要に見合った提供体制もどういう形にしたらよいのかということも含めて検討させていただいて、31年度にお示しさせていただきたいなとは考えておるところです。

○奥田委員　　4ページ、5ページの収支のところなんですけど、給与費の退職給付費、これ、中身を教えてくださいませんか。5ページですね。退職給付費の1億7,174万2,000円、これはどうなっておるか、中身を教えてくださいませんか。

○山本総合病院総務課係長　　退職給付費に関しましては、企業法が改正されたときに一括で退職給付引当金として計上するというところをやる場合と、1年度で数字を大きく上げてしまうと大変だということで、15年分割をしていいと……。

○南委員長　　休憩します。

（休憩　午後　0時00分）

（再開　午後　0時00分）

○南委員長　　続行します。

○山本総合病院総務課係長 今年度の中身に関しましては、実際の定年の分の退職金としまして約3,000万円ほど、残りの1億4,000万円ほどに関しましては、引当金に計上する額というふうになります。

以上です。

○奥田委員 そうすると、今貸借対照表を見ると、退職給付引当金が4億6,200万なんですけれども、21ページの注記を見ると、2014年度の会計制度を変えたときの要支給額が11億あったんやと、これが15年で今分割みたいな形でやっておるわけですよ。そうすると、今年度末、31年3月末の本来あるべき要支給額、退職給付引当金は幾らなんですか。

○山本総合病院総務課係長 正確な数字がわからないんですけれども、今年度も算定するに当たりましては、やはり11億数千万円ほどということで、平成26年度に計上したときといろいろ人の異動等はあるんですけど、余り変わってはいません。

以上です。

○奥田委員 ですからね、事務長。さっき9,500万、今、債務超過なんですよ。その繰延収益が2億ぐらいあるからどうのこうのって、債務超過になっていないと言っていますけど、退職給付引当金は4億6,000万しか積んでいないわけですね。それが11億要るということは、あと6億4,000万ぐらい積まなあかんわけです、本来。11億払わなあかん。今病院を閉鎖したら11億払わなあかんわけですから、退職金を実質払わなあかんわけでしょう。それを4億6,000万しか積んでいないわけですよ、6億4,000万積んでいないんですよ。これは正確な貸借対象表じゃないんですよ、15年分割の。だから、そういうことを含めての、事務長もわかっていると言わないんだと思いますけど、繰延収益は関係ないですよ、2億ぐらいのものは。6億4,000万、ほんまは積まなあかん。やめたら11億払わなあかんですから、退職金。そのお金、ありますか、あります。退職引当金もちゃんと積んでいないのに繰延収益が2億あるんですって、それは会計制度が変わったから資本の部のどこか収益に行くわけなんですけど、さっき三鬼和昭委員が言っておったように、資本の部の入ってきた分が収益に回っていくわけなんですけど、2億の分がまた何年かにわたって。でも、そんなのは吹っ飛んでしまうじゃないですか、退職給付引当金を積んでいないんだから。そういうことを含めたら、債務超過というのは安気に考えておる場合じゃないんですよ、事務長。じゃないですか。実態を言ったら今4億6,000万しか積んでいないのに11億を払わなあかん

すよ、退職金。だから、そういう意味では債務超過、9,500万の帳簿上、貸借対照、9,500万の債務超過ですけど、それ以上の債務超過なんですよ、これ。その認識ってあるんですかね。事務長どうなんですか。

○河合総合病院事務長 先ほど御指摘いただいたとおり、退職給付金については今後11億強積んでいかならんという部分もありますので、その債務超過というところは十分認識しながら改善するように努めていく必要があるとは考えています。

○奥田委員 認識しながらじゃなくて、認識しなあかんのですよ、これは。した上でやらなあかんので、しながらじゃないんですよね。ちょっと何か事務長の話を聞いておると、さっきもできるだけ情報開示しますとか、できるだけじゃないんですよ、もう100%情報開示しなあかんのですよ、本当に透明性を持ってね。事務長の答弁を聞いておるとおかしな答弁をされるんですけど、まあ、言いませんけどね。

それで、資料8のところの一時借入金なんですけど、24年のところしか書いていないんですけど、6億になったのというのはいつだったんですか、一時借入金、限度額を設けたのは。

○河合総合病院事務長 6億は平成14年度からになっています。限度額を6億円とセットされたのは14年ですね。その前の平成9年から13年が5億で、一応、平成6、7、8年というのは建設の関係があったもので11億、20億、10億ということでちょっと高額にはしておるんですけども、平成元年からしか資料はないんですけども、平成元年から5億という状況で借入金の限度額は設定している状況です。

○奥田委員 平成14年、6億で設定しておって、今回8億にするわけですので、これはやっぱり議案が出たときもなぜ説明しないのか、7条の変更をしないんだと言いましたけれども、これはきちんとやっぱり、17年振りですよ、これ。だから、その辺の認識でやっぱりこれは議案のときも丁寧に説明すべきですよ、本来。余り隠す必要はないですよ、もう、だます必要はないんですから、事務長。

それで、別紙3のところ、いいですか、DPCのところなんですけど。DPC、行っていいですか、ちょっとだけいいですか。

これ、以前に説明したように、DPCというのは点数に係数を掛けるんですよね。前に言ったように入院期間をⅠとⅡとⅢに分けて、Ⅱが平均なんですけど、そこから平均を超えるとがたん落ちて入院期間Ⅲというのになるんですよね。症例の25%まで、それが入院期間Ⅰというので、そこでポイントがどんとつくわけなんで

すよね。だから、こういうふうな形になるんですよ。だから、包括払いと出来高払いとは全然違うんですよ。今、出来高払いって、例えば平均が黒いのでこうすると、ずっとこう来ているわけやね。それで、多分最初のころがちょっと高いもので、高いかなと思ってこうしたんですけど、ある程度ね。今、入院期間は尾鷲の場合長いから、ちょっとここの分を流したんですけど。この黒い部分のずっとこの面積、これに係数を掛けるわけなんだけれども、黒い部分と赤い部分の面積で全然違うじゃないですか。だから、出来高の部分の包括に係る部分を抜き出して、それに係数を掛けるというやり方、これは全然違うんですよ、計算が。別紙3はごまかしです、これ。このとおり行かない。僕の計算で行くと、DPCを入れてもそんなに変わらないんですよ、むしろマイナスになるんですね。こういうでたらめの計算を僕らに示してくるというのは、ちょっと僕らをばかにし過ぎていると思うんですけど、こういうでたらめの資料を出したらいかんと思いますよ。幾ら包括に係る部分はこれだけですと、病院の係数が、紀南病院と比較してどうなのかなというところもあるけれども、1.1以上あるんですよと、だから今の出来高払いの包括部分のところを抜き出して、それが1.14倍なんですよ、だから1億ぐらいふえるんですよという計算方法というのは全くのでたらめですよ。こういうでたらめのものをよく出してくるなと僕は思うんですけど、いかがですか、事務長。

○河合総合病院事務長 別紙3の部分ですけれども、結局、今、奥田委員が言われたところの入院期間の部分は、資料の上の入院期間Ⅰ、Ⅱ、ⅢとⅢを超える出来高症例ということで、それぞれ点数を分割して、実際の請求ベースで試算しておりますので、全くのでたらめではないです。これで診療報酬を請求することになります。今、実質この4月から12月の診療実績をDPCへ置きかえただけです。入院期間のⅠ、Ⅱ、Ⅲも含めて段階的に下がってきますので、当然出来高でも入院当初はその分医療資源を投入してだんだん下がっていくという状況はありますけれども、DPCの算定になっても同じような入院期間Ⅰ、Ⅱ、Ⅲとだんだん下がっていきはするんですけども、その実績をもとに今回包括という部分の算定ができ上がってきていますので、今言われた下がってくる部分も反映した点数が包括という部分の点数ですので、実際に来年度になればこれに基づいてうちは請求するというので、この数字は間違いないと考えておるところでございます。

○南委員長 奥田委員さん、DPCについては特にことしの9月で厚生省のほうへ、包括のほうの質問へ主に置いてやっていただきたいと思います。

○奥田委員 でも、全然計算方法が違うんですよ、出来高払いと包括払いという

のは。そして、係数というのは努力しないと下がるわけですね。今これも機能評価係数Ⅱの分を入れていませんけど、今後、Ⅱの部分が大きくなるんですよ、入院日数を短縮するとか、それから、ある病気の点数の高いものを集中しないといけないとか、そういうことをしないとどんと下げられてしまうんですね。言っている意味がわかりますか。全然違うんですよ。今がこうだからこうというだけで、だって30年まで暫定係数も入っているし、そして、暫定係数もなくなりますしね。だから、僕はDPCを、僕は違うと思うんですよ、出来高だって全然違いますよね。出来高の場合、そのまま当てはめてというのは、僕は乱暴だと思うんですよ。それと、今後これがこのまま維持できるかという、やっぱりこれは短縮していかなきゃいけない、そして、病名のあるもの、それを複雑性というもので、複雑指数とかがあるじゃないですか、そういうのでいろんなものの症状の患者をしては点数が下がるんですよ、集中しないといけないとか、入院日数も短縮しないといけない。だから、そういう意味では、今後DPCを導入してしまうと、どんどん退院していけど、追い出しが出てくるし、それと同時に入院患者を選別すると、そういうことまで起こってくるんですよ、そうじゃないと点数が上がらないから、この係数が。そこが非常に尾鷲市の独特な、皆さん、この尾鷲総合病院に頼っている状況の中でDPCが本当にいいのかという、本当ならもっと地域に密着した石川県の珠洲市民病院とか神奈川県三浦病院ですか、ああいう形で地域にもっと密着するような形での政策を打っていかないと、僕は完全な逆方向やと思うんですけどね、いかがですか。機能評価係数Ⅱを入れないということ自体も、これはひきょうというか、でたらめなんですよ。今後これの比重が高まってくるんですから、これが本当にできますかということなんですよ、いかがですか。

○河合総合病院事務長 昨年度、6月なり7月の常任委員会の中で機能評価係数Ⅱの部分で、いわゆる平均在院日数を短くする努力とか、あと、先ほど言われた複雑性係数等々を含めて紀南病院の数値を使っていたことから、その分を今回抜いて、確実にいただける係数分、基礎係数の1.0314、あと、機能評価係数、これは加算等で決まる0.1107、それを使って今回試算させていただいたところでございますので、機能評価係数Ⅱの部分については、全国の病院と比較して出される数字ですのではっきりわからないというところで、確実にもらえるところの数字で計算しても、結局1億2,700万の増収が図れると。そのまま今年度と同じ診療をして同じ平均在院日数をしてこの数字ということですので、そこは……。

○南委員長 最後でお願いします。

○奥田委員　それは全然大丈夫ですよ、事務長。同じ入院日数で同じの場合は係数がどんと下がるんですよ。それで行けるわけがないじゃないですか。D P Cというのは、もともと国は医療費を減らそうということを目的にしておるわけですよ、目的にしておるんです。だからみんな競争させて入院日数を短縮させて、短縮させてところには御褒美をあげましょうと。この6年間だって暫定係数があつて、どうぞD P Cに入ってくださいとニンジンぶら下げてきましたよ。ところが、D P Cが平成15年からやっていて、紀南病院はもう平成21年にやりましたよ。やるんだつたらもっと早くやるべきだったと思うし、ニンジンぶら下げももう終わるんですよ、30年ね。終わった後で、同じ入院日数で同じ症状の人がおった場合は、どんどん機能評価係数Ⅱが重くなってくるから、どどんと下げてこられるから、同じ入院日数で同じポイントがもらえるんですよというのは、それは詭弁ですよ。事務長も多分わかっていると言っているんだと思いますが、そうじゃないですか。同じ入院日数で同じにあって、同じ点数がもらえますか。どんと下げられますよ。

○河合総合病院事務長　平成29年度の実績も踏まえて、前回説明させていただいたときもまだ6.9、今回、30年度も試算させていただいて6.9ということですので、基本的には増収が図れることは確実かなということはおっしゃるんですけど、実際に平均在院日数を減らしていこうとか、そういう方針を全く出すつもりはありませんので、現状の尾鷲総合病院の診療機能が急性期病院に見合う病院であるということで今考えておるところですので、当然、先生方も三重大学、主要な内科、外科、整形の先生方も三重大学のほうから来ていただいていますので、そういう診療を尾鷲総合病院でも以前からやっておって、今回D P Cに点数を変えるということで、結果として増収が図れるということになると考えておりますけれども。

○濱中委員　それでは、医業収益について私も聞かせていただきたいと思います。資料のほうから。

○南委員長　資料1。

○濱中委員　地域包括ケア病棟の試算がされておまして、昨年度とは療養と医療報酬が違ってきますよというところでお示しをいただいているんですけども、以前の委員会の説明の中で、地域包括ケア病棟の診療報酬の増加見込みに対して説明されたのと、今回の次のページになりますと、前回説明された分と今回の医療区分が違っているんですよ。ですので、前回示された数字よりは収益は減っている試算が資料1のほうに出ているという理解でおるんですけども、こういった基本となる医療報酬の段階を変えたときは、前回と同じ資料をもって比較ができる形で

資料のお示しをいただくのがフェアではないのかなという気がしております。ちょっとこれはアンフェアな気がします。

それで、この中の必要条件ですね、施設基準、この2ページにあります看護必要度というものがあるが今は基準としては1割以上入院が必要だけど、今のところは20%、基準は超えているという説明なんですけれども、じゃ、逆に言いますと、8割近い方が看護必要度の低い方がこれからケア病棟に来られる、その中で正看護師の数がたくさん要ることになっておりますよね。今回、臨時の看護助手さんであるとか、資格がなくてもできる範囲を担っていただいている方たちの人数が資料として見つけられないので、どうなのかなという、その辺はどうなっているのかな。もちろんDPCを目指す上では急性期病院としての構えが必要であるということは、以前から申し上げているように看護師さんがたくさん必要ですよね。看護師さんが選ぶ病院というのは、本来の資格を持っていないとできない仕事、そこに従事をしていただくということが、やはりやりがいの上でも必要なものであるということ、看護師さんたちの声から出ておりますよね、急性期病院としての看護師さんのお仕事というのは。なので、看護助手さんがどれくらい要るのか、介護の部分で看護師さんをお願いしている部分を減らすための努力というのはどういったものが必要なのか。

本来の仕事に専念していただくことで、やはり看護師さんの働きがいのある職場というロコミは物すごく大きいと聞いております。なので、これから看護師さんをきちんと確保する上で、看護師さん確保策として病院での仕事のすみ分けというのをどういうところを目指しているのかというのをまず1点お聞かせください。

- 松井総合病院総務課係長　この試算なんですけれども、先ほどフェアではちょっとないという御指摘をいただきまして、実は、毎週のように毎日のように患者さんを、いろいろ入院基本料、毎日どれがとれるのかということを考えているんです。それで、今回この予算を締めた段階では4じゃないとだめなのかなというのは実はあったんですね。しかし、今、毎週毎週僕たちもいろいろ考えてやっていく上で、ことしのしかも早い段階で、何月とは申し上げられませんが、2のほうが取っていけるような今状況になっていることは確かなんです。ですので、目まぐるしく入院料のほうが変わり過ぎまして、ちょっとこちらも追いついていないような状況で大変申しわけないんですけれども、そちらのほうにつきましてはまた補正なりでいろいろとこのような状況になって、今は入院基本料、例えば7月は2だったけど9月は4になる可能性もあるんですね。ですので、そちらのほうもこのような状

況というのは今後お示ししていきたいなという感想は今持ちましたので、今後お時間をいただければと思います。

それと、看護必要度に関してなんですけれども、今は20%を超えているような状況なんです。それで、以前と比べまして東海北陸厚生局に6カ月とか3カ月の実績をもって申請することになります。昔は寝たきりの患者さんがほとんどだったんです。でも、今はもう歩いている患者さんばかりなんです。それで、やはり看護必要度が寝たきりというのは人工呼吸器をつけておられたり、いろいろと装置をつけられたりという方がおりますので、その方がたくさんいたと思うんですけれども、今はリハビリをどんどんやっていて看護必要度の少ない方がたくさんみえます。それで、今のところは20%ぐらいをしているということで。

それで助手なんですけれども、助手のほうは福祉士の資格を持った方もみえます。それで、約10名ほど、ほかの病棟に比べたら何倍もという数の助手さんのほうを配置しております。そこで助手さんのほうのやっていただけることと看護師がやることのすみ分けですね。それで、余りにも看護師が助手さんの仕事をするという面に関しましては、こういうことを言うと余りよくないかもしれないですけれども、やはりモチベーションの低下ということも考えられますよね。ですので、注射とかそういうふうな医療技術的なものに関しては看護師さんにやっていただいて、看護助手さんのほうでは看護師さんをサポートするような形で、手厚く看護助手さんのほうを手配しておりますので、そちらのほうに関しては地域包括ケア病棟に行ったときに、やはりリハビリが必要か……。

○南委員長　　済みません。答弁は簡潔にお願いします。

○松井総合病院総務課係長　　必要かどうかということもありますので、曖昧なところというのは助手さんに手伝っていただいてということになると思いますので、今後もいろいろと問題は発生すると思うんですけれども、今のところはこのような状況でやっている次第です。

○濱中委員　　そうしましたら、ケア病棟に関しまして、今の説明の中でどうしても1個気になったことがありました。寝たきりの方はどこへ行かれたのかなとか、看護必要度の低い方たちの行き場所がきちんと確保できているのかな。これがいわゆる福祉の分野の包括ケアシステムの構築ができていないところで一番困るところなんです。

もう一つが、資料の3ページの最後のところにある看取り患者は一般病棟で受け入れを行いますというところがございます。恐らくケア病棟の中で、リハビリがか

なわない方たちも一般病棟でお願いせんならん部分が出てくるのかな。もう福祉の分野で受け入れが今はいっぱいだというふうにも聞いておりますので、そういったことで一般病棟で賄わなければならない部分が絶対出てくるのかなという、そういうふうに予想するんですけれども、そうなりますと、ケア病棟が始まることによって、一般病棟で看護必要度の低い慢性期までいかないけれども、医療行為は要るけれども、決して急性期ではない方のベッドというのを準備するべきではないのかなと、全てをD P Cに移行するのではなくて、一部残したままで、事務長の言われる報酬増が狙えるD P Cはもちろん必要なのかもしれないけれども、そういう長期にわたって医療行為の必要な亜急性期の人たちを賄うところも総合病院には必要なのではないのかなと、これが病院のプランの改革の中では考え方として必要なのではないのかなと、さっき市長が言われました改革プランの見直しの中では必要になってくる部分ではないかなと思うんですけれども、資料の最後にあります看取り患者さんを一般病棟で受け入れる場合の考え方として、来年度以降は看取り患者が受け入れられなくなりますよということは、可能性として出てきはしないのかなと心配しておりますが、その辺は事務長どうなんですか、大丈夫ですか。

○河合総合病院事務長　看取り患者というと入院期間が不確定というか、1年以上にわたって長期入院される方等々もいらっしゃるのには確かでございますので、その辺は一般病棟の在院日数の絡みやと思いますけれども。在院日数の考え方というのは、3カ月の延べ患者を分子にして、分母は3カ月間の新入院と新退院の数を2で割った数が平均在院日数ということになりますので、90日以上を超えて1年の方、2年の方がいらっしゃっても、結局計算上は一緒は一緒なんです。本当の一人一人の入院期間を足して割るわけではないので、3カ月間の新入院、新退院を分母にして分子を延べ患者数ということで計算しますので、結局そういう患者が病棟に何人いらっしゃるかという割合のところ非常に平均在院日数が上がってきますので、その辺、病床運用というか、しっかり21日が守れるように、60日を超えても地域包括では点数は安くなりますけれども預かるということになりますので、最終的にはそういう地域包括で預かることになるという可能性もないことはないと思いますけれども、ただ、一般病棟で看取りの患者も含まれる病棟をつくる、病床をつくるというのはやっぱり病棟単位で一応診療報酬の計算が積算されることになるもので、一般病棟のうちの半分、20床だけ療養病床にしますよというようなやり方はちょっとできないので、その辺、来年度の病床運用の状況を見て、また今後十分考えていかなければならないところかなと思いますけれども、来年はしっかりそ

こは受け入れて、受け入れられないということにならないようにしっかり病床運用をしていかなければならないと考えております。

○南委員長 簡潔に、ほかにもまだその他の報告もありますので、よろしく願います。

○濱中委員 今の説明を聞いて本当に大丈夫かなってちょっと思ってしまいましたけれども。3カ月以内のところやったらという話になってみたりとか、あと、ケア病棟にしてもDPCにしても、経営改革のためにと言ってみたり、これ、全く背中合わせの議論がされておるような気がするので、これは改めてちゃんと聞かせていただきたいなと思うんですけれども。3カ月以内の人の計算をするんですと言うけど、これが1カ月以内の計算で済んだらもっと点数が高くなるわけやないですか。そうすると、経営としてはもっとよくなるわけやないですか。じゃ、経営改善のためのものやったらそこじゃないですよねって思うのと、あと、慢性期の人たちが安心してできる病院の部分を残すんやったら、じゃ、その部分の点数が下がってもって今言ったんですよ。下がったら経営には響いてくるやないですかということがあるので、ちょっと答弁の中であっちへ行ったりこっちに来たりすることが気になりましたので、またこれは改めたところでお願いしたいと思います。

最後に、経費節約の部分のところ駐車場のことを聞かせてください。別紙1のところですね、これの前のページに1個ずつの賃貸の金額が書かれているんですけれども、広さが書かれていないのでちょっと判断がしにくいなと思うんですけれども、例えばロータリーの部分、19番の部分とか、14、15、16の部分なんかは一塊の土地の中で、分けているからもしかしたら持ち主が違うのかなと思うんですけど、平米数なり坪数なりはわかりませんか。

○河合総合病院事務長 済みません、平米数は今資料がございません。申しわけございません。

○濱中委員 例えば14、15、16の部分の、次のページですね、前じゃなくて。この三つを合わせると大体百二、三十万というところなんですけど、10年間狩り続けると1,200万なんですよね。今の尾鷲の土地の価格を考えたときに、これをこのままずっと10年、20年借り続けるのがいいのか、購入の交渉をしてみるのも一手ではないのかって気がするんですけど、そういったことをされたことはないんでしょうか。特にロータリーなんて、ほかのものを建てられるはずもない場所ですから、持ち主の方にそういう交渉をしたことはないのかなと思うんですけど、そのあたりはどうですか。

○河合総合病院事務長 交渉は今までやられていないということみたいですので、私も来たときに非常に賃借料が多かったもので、そういう話を院内で議論したことがあるんですけども、当面資金的な部分、経営的な部分があるもんで、土地購入という部分で一気に土地代金を支払うというのはなかなか難しいなというところで、まだちょっと進んでいない現状があります。

以上です。

○濱中委員 本当にならば1,000万のお金を出すことは大変なんでしょうけれども、ほかのものでもこれだけ借金をしながらやっていっておるわけですから、金利が高いのか金利を払うのとずっと払い続けてこの先また10年20年お金を払い続けてとということをしていくのかということも含めて、経営上の経費の使い方として、やはり方針転換を図るなり、交渉してどれぐらいのものになるのかというのは当たりをつけてみるなりということも経費を考える上では必要な時期かなと思いますので、全体でこれは年間1,600万ですよね。これが10年借り続ければ1億6,000万ですからね。ある程度周辺にあいた土地ができたときには、借りる交渉と買ったらどうなるか、年間どれぐらいの支出になるかというような試算ぐらいはお示しただいて、またみんなで相談をするという資料にもなるのではないかと思いますので、そういった方向でお願いしたいと思います。

○南委員長 病院事務長、ロータリーの件についてはまた後でもいいですから、平米数と、後でお示しをしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○河合総合病院事務長 御指摘いただいたとおりだと思いますので、しっかりその辺は検討させていただきたいと思います。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、その他のほうの報告を求めます。

○平山総合病院総務課長 それでは、その他の資料といたしまして、資料10の小児科の診療体制について、こちら、通知いたします。

小児科の診療体制についてでございますけれども、現状としまして、小児科につきましては、これまで常勤医師1名体制で三重大学附属病院からの応援医師の派遣をいただきながら週5回の外来診療、あと、オンコール体制、自宅待機での24時間365日の救急診療及び入院診療を実施してきたところでございます。

この常勤医師1名につきましては、平成31年度以降も引き続き当院で勤務していただけるという予定でございましたが、健康上の理由から平成31年3月末で退

職されることと今回なりました。

それで、今後、平成31年4月以降の小児科の診療体制といたしましては、常勤医師1名の退職に伴いまして、新たな常勤医師の配置につきましては、三重大学医学附属病院に要請を行っておるところでございますけれども、医師不足の中で、直ちに当院に常勤医師を配置することは困難な状況となっております。このことから、31年4月からは三重大学附属病院の応援医師による週3回、こちらが月水木の外来診療と救急診療及び入院診療については中止します。

なお、火曜日及び金曜日の外来診療につきましては、紀北管内の小児科の開業医の先生で受診をいただきたいというふうに考えており、現在それらについて、各開業医の先生方にお話しのほうをさせていただいております。

また、夜間の救急診療につきましては、一次救急患者は当直医のほうで対応することとし、二次救急患者、いわゆる救急搬送患者につきましては松阪中央総合病院、輪内地区の二次救急患者につきましては紀南病院さんのほうに搬送をお願いするというようなことで、今後の診療体制のほうを考えております。下の表が30年度の診療体制から31年度以降の診療体制ということで、それぞれ示したものでございます。外来診療につきましては先ほど説明の月、水、金は午前中の外来を行っていくという表のまとめでございます。

17ページのほうが、参考といたしまして小児科の患者の状況を示したものでございます。

①につきましては、1日平均の入院患者数で、平均すると1日当たり0.2人、2番の平均外来患者数につきましては4月からの平均で、29年度は12.7人、30年度につきましては11.6人、3番の救急車搬送者数につきましては、29年度で月平均が1.8人、平成30年度につきましては3.7人となっているような状況でございます。

その他の資料説明については以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

○奥田委員 この小児科の診療体制ですけど、31年度以降も引き続き当病院で常勤の医師の方、予定だったけれども、健康上の理由で突然退職をされるということなんですけど、当然これは予算には反映されていないと思うんですけど、今年度予算も11月ぐらいにはやるでしょう。この影響というのはどのぐらいあるんですか。

○河合総合病院事務長 30年度の予算ということでよかったですね。30年度

については、もともと3年間定年延長をして、定年延長がことし終了するという
ことで、退職金はもう既に予算上みてありまして、来年度以降は顧問という形で賃金
のほうで支払うという予定で一応おりましたので、その予算措置は既に済んでおる
という状況でございます。

○奥田委員 30年度じゃなくて、31年度の診療体制が大幅に変わるじゃない
ですか。毎日あったものが月水木になって、夜間も待機してもらわなくてもいいと
いう形になるでしょう。その辺の人件費の部分が減るのはわかるんですけど、それ
に対する収益も減るでしょう、これ。患者さんも減らざるを得んじゃないですか。
その辺の影響を僕は聞いておるんですけど。

○河合総合病院事務長 その点については、一応これが実際に判明したのが31
年の2月末でございまして、当初予算がとりあえずでき上がってございましたので、
とりあえずは現状そのまま小児科医がいらっしゃるといようなことで収益は見込
んでいる形になりますので、今後、週3日の外来、救急、あと、次の常勤医師の先
生がいついらっしゃるかということは、直ちには難しいということで三重大の小児
科の教授には言われておりますけれども、そういう常勤医師が配置されれば復活す
るところもありますので、その状況を見ながら補正でちょっと対応させてい
ただきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○南委員長 他にございませんか。

○濱中委員 資料でちょっと落としたのがあるんですけど、いいですか。

○南委員長 小児科の分でね。

○濱中委員 違う違う違う。

○南委員長 だったらちょっと待ってください。

小児科のほうはよろしいですか。

○奥田委員 今補正で対応すると言いましたけど、毎日みてもらって夜間もみて
もらっていたものが、夜間もみてもらえない。月水木でしょう。夜間は当直の方が
みってくれるということですけど、大幅に減るんじゃないですか、小児科の収益って。
概算でどのぐらいかわからないですか。

○河合総合病院事務長 資料の1ページを見ていただくと、現状、4月—12月
の実績で0.2人の316万3,000円というところで来年度予定していますので、
そこの予定の分が常勤医師が配置されなければなくなるという部分と、あと、小児
科が10.8人、これが週5日の外来の実績で出てきておるところですので、そこ

の分の単純に考えれば5分の3ということになりますので、600万ほど減ってくるというような感じにはなりませんけれども。

○南委員長　　ちょっと1点だけよろしいですか。産科と小児科のかかわりというのは大きなかかわりがあって、二次治療ができないということでもっと心配するんですけれども、多分そこら辺の対応はしっかりと連携ができておると思うんですけれども、今後の産科との関連についてはどのようにお考えですか、小児科と。

○河合総合病院事務長　　産科の部分についてはまだ現在の常勤医師がそのまま残っていただいていますので、基本的にはお産もそのまましていただくと。ただ、リスクの非常に高いお産なんかがある場合は、早目に近くの病院のほうというか、ほかの病院に転院していただくというか、紹介させていただくということになると思います。

○濱中委員　　そうしますと、総合病院の産科で出産した後、入院中に小児科の先生の診察、健診を新生児が受けさせてもらうという形になっていたと思うんですけれども、じゃ、その部分の小児科の診察はもうできなくなるというふうになりますか。

○河合総合病院事務長　　そこは月水木と一応外来の応援の医師がいらっしゃると思いますので、そこで対応させていただくという予定をしております。

○濱中委員　　ちょっと今ほっとしたのはしたんですけれども、リスクの高いお産というのは、出産前にかなりわかるようにはなっているものの、私自身の経験から、本当に正常な状態でお産まで進んだけれども小児科の先生に病気を見つけてもらったという経緯がございますので、そういう不確定な形ではなく、ぜひ小児科をきちんと確保、産科がある以上、小児科の確保ということは要るのかなと思いますので、これからの病院をどうやってやっていくのかというのは、産科と小児科はセットという形で考えていただきたいと思います。

○野田委員　　31年4月以降の小児科の診療体制のところ、夜間の救急診療については、一次救急患者は当直医で対応することとし、二次救急患者は、救急搬送患者は松阪中央病院と、輪内地区においては紀南病院のほうに搬送するという事なんですけれども、子供なんか、夜中に急に呼吸困難に陥って特殊な、名前はちょっと忘れてしまったんですけど、病気、救急の部分があるんですけれども、そういうときはどうされるんですか。当直医で対応して様子を見るというような感じなんですか。

○河合総合病院事務長　　その辺は救急隊が判断されるなり、わからない場合は病

院のほうに連絡があって、その症状等を確認の上、当院で、尾鷲総合病院でみるか搬送するかということ判断させていただくこととなると思いますので、患者さんの症状によってどうするかというのを考えていくことになると思います。

○野田委員 小児科の先生でその病気自体を判断できず、尾鷲総合病院に連れてきて、要は2時間以内に対応しないといけないとか、急患の病気でそういうこともあるんですけども、そういうリスクの部分は大丈夫なんですかね。松阪中央病院のほうへ行くんだったら2時間と見た場合、2時間もかからんかもわからんけど。

○南委員長 現実に来年度から小児科が確保できないので町医者に協力してもらおうということなんですけれども、濱中委員さんが言われたように、やはり産科とセットという考え方が、やはり産科がある以上、小児科の先生というのは必要でございますので、このままの体制で行くのじゃなしに、できる限り小児科の常勤医を確保できる努力だけはしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、病院の審査を終わります。

○濱中委員 最後の一つ、積み忘れの部分。

○南委員長 済みません。

○濱中委員 さっき一時借入金のところ私、こぼしておりましたので、資料の12ページの一時借入金の解消に向けての取り組みのところ、病床稼働率のアップを目指すことって書かれておるんですけども、具体案はありますか。どうやって病床稼働率をアップするのか。アップするというのは、それは理想で目指すところとしてはもちろん書くべきですけども、現時点でどういうことをすればアップできるかというような案はもう出ておりますか。

○河合総合病院事務長 現状として35人、地域包括ケア病棟をみておるところですけども、今、松阪方面なり県外のほうへ回復期の患者が流れておるところでありますので、地域包括ケア病棟を尾鷲総合病院が運営するというのをしっかりPRして、紹介率等が上がって病床率が上がればということで、その辺を努力していきたいと考えておるところでございます。

○濱中委員 本当に情報発信の部分であるとか、あと、福祉との連携によってのところが一番大きくなっていくのかなという、ケア病棟に関しましてはそうですし、診療報酬を少しでもたくさん取ろうというあたりの努力というのはこれからどんどんやっていくんやと思うんですけど、情報発信の部分で、以前ちょっと聞かせてもらった病院情報の公表というのはホームページのほうでようすっと見つけられなんですよ。そのあたりがどうなっておるのかなとか、前に言わせてもらったこと

でやりますと言われたことがすぐに反映されていない部分も気になっておりますので、そのあたり、ぜひわかりやすい形の、一番最初に奥田委員が言われましたけど、わかりやすい形の病院運営、情報発信ということに努めていただかんと、頑張りますの精神論ではもうどうしても立ち行きいかんところへ来ていますよということは言わせてもらっておこうと思います。

○南委員長 参考までに、平成17年に医師が24人おったんですけれども、1日平均、入院なんか230人、稼働率88%、外来でも651人の予算のもとを組んでいますので、当時は人口が2万3,000人ぐらいおったということなんですけれども、大変病院経営については一借8億ということで、債務超過も顕著にあらわれてきておるということで、非常に苦しい立場ですけれども、我々議会も一生懸命知恵を出し、協力をしていきたいと考えていますので、なお一層の努力を奮起していただきたいと思います。

病院の審査を終わります。

午後は2時からとします。

(休憩 午後 0時47分)

(再開 午後 1時59分)

○南委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

先ほどの病院の審査につきましては、皆さんに御協力をいただき予定よりかスムーズに運んだことをお礼申し上げます。

それでは、水道部のほう、四つの付託議案がありますけれども、まず、議案13号と14号の条例の説明をあわせてお願いいたします。

○尾上水道部長 水道部です。よろしく申し上げます。

議案第13号、尾鷲市水道水源保護条例の一部改正について、御説明させていただきます。

初めに、条例の一部改正に至った経緯でございますが、尾鷲市はこれまで尾鷲市水道水源保護条例に基づく規制対象事業場の認定はございませんでした。

しかし、実現はしなかったものの、平成29年度末に市外からの再生土を利用した盛り土工事の事業計画がなされ、水源への影響が取り沙汰されました。

このことから、水源保護地域の安全の確保を図っていく対策が必要となったことから、条例を一部改正するものです。

改正内容としましては、再生土を使用する事業について、今後同様の事業進出を

見据え、個別に項目を持たせることによる抑止効果が期待できるものと考え、条例上明記するものなどがあります。

それでは、加条による条例の変更などを除いた主な改正点につきまして、尾鷲市水道水源保護条例の一部を改正する条例の新旧対照表に沿って御説明させていただきます。

第1条（目的）であります。これは、他市町を参考に条例の目的が読み取りやすいように改めたものでございます。

次に、第2条（定義）であります。 （1）水源の定義として水道原水に係る区域を追加しております。

次に、次ページの第9条（事前の協議等）の第3項であります。現行条例第12条（着手の制限）において、60日を経過した後でなければ対象事業場の設置に着手できないとありましたが、今回の改正で協議の申し入れから可否決定までの期間を60日以内と決めました。これに伴い、審議会の調査審議に時間を要すると判断した場合は、期間延長が必要となることから、第4項に期間延長に関する項目を追加しております。

次に、第10条（協議事項の変更）であります。現行条例では協議事項の変更については届け出となっておりますが、あらかじめ協議が必要と変更しております。

次に、第11条（規制対象事業場の設置の禁止）であります。他市町を参考に読み取りやすいように改めたものでございます。

次に、次ページの第12条（着手の禁止）であります。現行条例では着手の制限として届け出をした日から60日と定めておりましたが、先ほどの第9条第3項の60日以内を追加したことにより本条から60日を削除し、制限から規制対象事業場でないと認定されるまでは工事の着手を禁止するものと変更したものであります。

次に、第14条（承継）であります。これまで承継に関する条文はありませんでした。事業者に変更があった場合、対象事業に対しての責任の所在を明確にするために加条いたしました。

次に、次ページの第22条（会議等）第5項であります。現行条例においても審議会の調査審議を行う過程で事業者に対し追加資料の提出を求めておりましたので、今回の改正に合わせて追加いたしました。また、同条第6号につきましても、審議会の一部を秘密会としておりましたので追加いたしました。

次に、次ページの別表（第2条）関係であります。現行条例では再生土を使用する事業について、現行条例の別表で定める対象事業3、その他水源の水質を汚濁させまたはそのおそれがある施設を設置する事業として事前協議を行い対応していましたが、今回の改正で対象事業に3、建設汚泥（建設工事に係る掘削工事から生じる泥状の掘削物及び泥水のうち産業廃棄物として取り扱われるもの）由来のものを使用した事業を追加することにより再生土を使用する事業は事前協議が必要になることを示し、事業者が水源保護区域で事業を計画する際の判断基準となり、また、抑止効果が期待できるものと考えております。

以上が議案第13号の説明でございます。

○南委員長 14号も続けてお願いします。

○尾上水道部長 では、続きまして、議案第14号、尾鷲市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について、説明させていただきます。

この条例は水道法第12条及び第19条第3項の規定に基づき、布設工事監督者並びに水道技術管理者に必要な資格基準について定めているもので、学校教育法の一部を改正する法律等の施行及び技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、厚生労働省関係省令の整理等に関する省令が平成31年4月1日に施行されることになり、水道法施行規則の一部が改正されることから、本市条例について改正するものであります。

具体的には学校教育法の改正により、大学制度の中に専門職業人の養成を目的とする新たな高校教育機関として専門職大学及び専門職短期大学の制度が設けられ、そのうち専門職大学の前期課程を修了した者については短期大学の卒業と同様とみなされることとなったため、布設工事監督者及び水道技術管理者の要件として短期大学を卒業した者も含まれることとされていることから条例上明記するものでございます。

また、技術士法施行規則の改正により現在の技術士試験の第二次試験について上下水道部門選択科目の水道環境が上水道及び工業用水道に統合され削除されるため、この資格の見直しを行うものです。

条例改正としましては、第3条、第4条各項で短期大学卒業者に専門職大学の前期課程修了者を含める記載をし、第3条で技術手法の選択科目水道環境を削除した者でございます。

以上が議案第14号の御説明であります。

よろしくお願いいたします。

○南委員長　　ありがとうございました。

それでは、まず議案第13号、水源保護条例の一部改正についての審査へ入ります。

御意見のある方は御発言を。

○楠委員　　1条のところで尾鷲市民というところなんですけど、そこを括弧して市民と言い切っているんですけど、尾鷲市民だけなのかどうか、その辺を確認したいと思います。

○尾上水道部長　　1条の段階では市民というのは尾瀬市民ですが、水源保護地域を保護するための対象者としましては第5条2項に何人も市が実施する水源の保護に係る施策に協力しなければならないという文言がありまして、これらをもって全ての対象者について制限をかけているものでございます。

○楠委員　　基本的に尾鷲市民というと尾鷲市に住所を有する市民ということになるかと思うんですね。そうすると、通学とか通勤でこられる方もいるんで、その辺の定義をもう少し明確にしておかないと、仮に私が紀北のほうから通勤してきたとすると尾鷲市民じゃないんで、というところがちょっと問題あるかなと思うんですが、どうでしょうか。

○尾上水道部長　　ただいま御説明した市民ということでございますが、尾鷲市の水源の安全の確保を担保するための市民等の責務第5条の中の第2項に何人もということ、尾鷲に存在する方については施策を守っていただくということで制限をかけていると認識しております。

○南委員長　　他にございませんか。

○楠委員　　最終的に事業の目的は、市民の生活とか、そういうところを守るための目的ですよね。事業を守るための。事業者を守るための目的じゃないから、市民が安心して飲める水を守るための目的として使ってということですから、あるところからやっぱり市民とはという定義をしておかないと大事なことじゃないかなと思うんで、ちょっと修正は幾らでもできると思うんで、その辺ちょっと検討してもらっていいんじゃないかと思うんですけど。

○尾上水道部長　　この辺の定義に関しましては、条例改正の段階で法制の専門家とか弁護士等の意見も聞きまして、今楠委員さんおっしゃられた部分についても網羅しているということの見解をいただいておりますので、申しわけないですがよろしくお願いいたします。

○楠委員 どの専門家が言ったかわからないんですけど、一般的に定義は今標準的に市民とはというところの定義で、やっぱり在住だとか在勤だとか通学生だとか、そういうものを含むというふうにうたっておかないと、それで読み切れというのはなかなか難しいんじゃないかと思うんで、どういう弁護士さんか知りませんが、もう一度確認したほうがいいんじゃないかと思います。

○尾上水道部長 弁護士については尾鷲市の顧問弁護士です。

あと、法制については株式会社ぎょうせいの法制担当者の意見を参考にしております。

○南委員長 やっぱりそこら辺も僕も理解はあれなんですけど、やっぱり市の条例やで、やはり市民が対象になってくるのかなというような感じがするんですけども。

水についてはあれですよ、尾鷲に来る人は水道をひねったら水は利用しよう、飲めるけれども、やはり市条例ということでどうしても市民が対象になってくるんじゃないかなというような思いがいたしております。

他にございませんか。

○奥田委員 今委員長が市の条例ということをおっしゃるんですけど、ここの今回の建設汚泥対象事業が建設汚泥由来のものを使用した事業、これ、含めてもらうというのは非常にいいことと思うんですね。

それで、僕は第2条のところ、確かに市の条例やもんで市民の水源を守るというのはわかるんですけど、ちょっと関連なんですけど、ただ、今紀北町で大きな問題になってクチスポのところの建設残土、これ、尾鷲だけじゃなくて隣の町の水源も保護するというような考えというものはないものですかね。

○尾上水道部長 奥田委員さんのおっしゃられる部分については十分理解しておるんですが、今回の条例改正の趣旨につきましては御存じのとおり昨年度ストックヤード盛り土整備事業で建設汚泥から発生する再生土を利用するとしたものが事業計画になされたということで改正しております。

また、水源地の定義につきましては、現状市民の水道水を確保するための水源の範囲ということになっておりまして、今盛り土が発生しております地域につきましては、御存じのとおり尾鷲市民のための水道水を確保する水源地からは離れておるということもありまして、水道部のほうで今後検討ができるのかどうかという部分についてもまた追って勉強してまいりたいと思うんですが、現状では少しちょっと苦しいのかなということで御理解をいただきたいと思っております。

○奥田委員　今後それを考えてほしいんですよ。今回はこの建設汚泥のものを対象事業に含めたということは非常に評価したいと思っていますけど。

今後やっぱり結果的に見ると矢ノ川のほうでやると言ったのが9月の下旬に取り消したわけでしょう、取り消しというか、向こうがやめると言うて。そのかわり向こうへ持っていったわけですよ。ような形じゃないですか。形としてね。

結果的に尾鷲の水源を守ったけど、じゃ、紀北町の水源はどうなんだというようになってしまっているの、結果的に見ると。ぜひ今後、その辺のところをちょっと検討していただきたいと思うんですけど、お願いですわ。

○南委員長　今の奥田さんのこと、十分認識されておると思うんですが、やっぱり水道水源のエリアというのがやはり限られているということで、水道水源で今回の例のお話は、縛るのは恐らく大変難しいだろうということで、環境保護条例ぐらい辺りで市長が考えていただいておる、その中で検討をしていただくということで理解していただきたいと思います。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　それでは、ないようですので、次に、第14号の資格基準に関する条例の一部改正についてに入ります。

よろしいですか。

法改正による改正でした、上位法による。そういったことで御理解を賜りたいと思います。

それでは、議案第25号、補正予算の説明を求めます。

○尾上水道部長　それでは議案第25号、平成30年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第2号)について、御説明させていただきます。

1ページをごらんください。

第1条平成30年度尾鷲市水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによります。

第2条、予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正いたします。

(2) 年間総給水量を既決予定量368万9,821立方メートルに対し、補正予定量は3万8,442立方メートルの減量で予定量を365万1,379立方メートルに。

(3) 1日平均給水量を既決予定量1万109立方メートルに対し、補正予定量は105立方メートルの減量で予定量を1万4立方メートルとするものでございま

す。

第3条、予算第3条、収益的収入及び支出を次のとおり補正いたします。

収入の第1款水道事業収益既決予定額5億4,919万1,000円に対し、補正予定額は290万7,000円の減額で、予定額を5億4,628万4,000円とするものでございます。内訳といたしましては、第1項営業収益を293万2,000円減額補正し、予定額を5億1,184万8,000円に、第2項営業外収益を2万5,000円増額補正し、予定額を3,443万2,000円とするものでございます。

次に、支出の第1款水道事業費用既決予定額5億4,538万5,000円に対し、補正予定額は1,052万8,000円の減額で、予定額を5億3,485万7,000円とするものでございます。内訳は第1項営業費用を1,201万4,000円減額補正し、予定額を4億5,942万1,000円に、第2項営業外費用を148万6,000円増額補正し、予定額を7,493万3,000円とするものでございます。

続きまして、予算第4条、資本的収入及び支出を次のとおり補正いたします。

収入の第1款資本的収入既決予定額2,760万8,000円に対し、補正予定額は952万8,000円の減額で、予定額を1,808万円とするものです。内訳としましては、第1項給水加入金を37万8,000円増額補正し、予定額を176万円に、第2項負担金を70万6,000円減額補正し、予定額を132万円に、第3項企業債を920万円減額補正し、予定額を1,500万円とするものです。

次に、支出の第1項資本的支出既決予定額2億8,690万1,000円に対し、補正予定額は1,178万2,000円の減額で、予定額を2億7,511万9,000円といたします。

内訳としましては、第1項建設改良費を1,178万2,000円減額補正し、予定額を7,005万9,000円とするものでございます。補填内容の変更ですが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,703万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額505万9,000円、当年度分損益勘定留保資金1億9,956万2,000円、減債積立金5,241万8,000円で補填するものとするに改めるものでございます。

続きまして、2ページをごらんください。

第5条、予算第5条、企業債を次のとおり補正いたします。

簡易水道配水管布設事業の限度額2,420万円を920万円減額し、1,500

万円とするもので、起債の目的、方法、利率、償還の方法については変更ありません。

次に、第6条、予算第9条、簡易水道事業に係る企業債償還のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正いたします。既決予定額1,460万3,000円を2万2,000円減額補正し、予定額を1,458万1,000円とするものです。

続きまして、3ページの補正予算説明書をごらんください。

収益的収入及び支出の収入でございますが、第1項営業収益において、293万2,000円を減額補正するものですが、これは第1目営業収益を大口の使用料が当初の見込みよりも少なかったことなどにより309万1,000円減額補正し、第3目他会計負担金は人事異動に伴う経費の増加により15万9,000円増額するものでございます。

第2項営業外収益は2万5,000円の増額補正とするもので、預金利息の4万7,000円の増額と起債借入額の確定により一般会計から繰り出し金が2万2,000円の減額となることによります。

次に、支出でございますが、第1項営業費用において1,201万4,000円を減額補正するものですが、これは第1目原水及び浄水費において、委託料130万8,000円の減は入札差金として、賃借料は矢ノ浜取水井撤去に伴う土地賃借の期間短縮により減額補正するものでございます。

第2目配水及び給水費においては、委託料は実質的に落ちて減額補正するものでございます。

第4目業務費においても備用品費と修繕費は実績に応じて減額補正するものでございます。

第7目資産減耗費においては、矢ノ浜取水井撤去に係る固定資産撤去費の減額でございます。

次に、第2項営業外費用では、148万6,000円の増額補正となるものですが、これは第1目支払利息及び企業債取扱諸費において、企業債利息を3万9,000円減額補正、第3目消費税及び地方消費税を152万5,000円増額補正するものでございます。

続きまして、4ページをごらんください。

資本的収入及び支出について、御説明いたします。

まず、収入であります。第1項給水加入金を37万8,000円増額するもの

でございます。

第2項第1目他会計負担金においては、一般会計負担金70万6,000円の減額ですが、これは配水管布設替えに伴う消火栓設置費用の減額によるものです。

第3項企業債920万円の減額ですが、これは簡易水道企業債の減額によるものです。

続いて、支出であります。第1項建設改良費において1,178万2,000円を減額するものであります。

第1目固定資産購入費、第2目上水道施設整備費、第3目簡易水道施設整備費をそれぞれ入札の差額により減額するものでございます。

次に、5ページの予定キャッシュ・フロー計算書をごらんください。

今回の補正により1. 業務活動によるキャッシュ・フローの一番上、当年度純利益が599万8,000円となり、補正額が各項目に反映され、1から3までの合計となる4. 資金増加額はマイナス7,009万6,000円となり、5. 資金期首残高7億7,542万3,000円から差し引いた6. 資金期末残高は7億532万7,000円となります。

次に、6ページの予定損益計算書をお願いします。

1. 営業収益以下各項目には補正額が反映され、当年度純利益は補正前と比べ851万9,000円増額の559万8,000円となります。

次に、7ページからは予定貸借対照表でございます。この補正におきまして、資産の部では資産合計が59億7,757万9,000円となります。

8ページの負債の部では、負債合計は33億9,111万2,000円となります。

9ページの資本の部では、資本金といたしまして19億1,064万8,000円、これに剰余金として(1)資本剰余金と(2)利益剰余金を合わせた剰余金合計6億7,581万9,000円を加えた資本合計は25億8,646万7,000円となります。この資本合計と負債合計を合算した負債資本合計は59億7,757万9,000円となり、資産合計と同額となっております。

最後に10ページと11ページは会計処理の基準より手続を注記として明示しております。

以上で平成30年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第2号)の御説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

ただいまの補正予算の説明について、御意見、御質疑のある方は御発言をお願い

いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　ないようですので、引き続き議案第20号、平成31年度尾鷲市水道事業会計予算の議決についての説明を求めます。

○尾上水道部長　　それでは、議案第20号、平成31年度尾鷲市水道事業会計予算について御説明いたします。

　　予算書の1ページをごらんください。

　　第1条、平成31年度尾鷲市水道事業会計の予算は次に定めるところによります。

　　第2条、業務の予定量は次のとおりであります。

　　(1) 給水戸数は9,335戸、(2) 年間総給水量356万699立方メートル、(3) 1日平均給水量9,729立方メートルであります。

　　続いて、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めています。

　　収入の部であります。第1款水道事業収益を5億1,852万7,000円と定め、第1項営業収益4億8,647万円、第2項営業外収益3,205万3,000円、第3項特別利益4,000円と定めるものであります。

　　次に、支出の部ですが、第1款水道事業費用を5億3,053万9,000円と定め、第1項営業費用4億6,149万4,000円、第2項営業外費用6,854万2,000円、第3項特別損失50万3,000円と定めるものであります。

　　次に、第4条資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

　　まず、収入の部であります。第1款資本的収入を7,070万5,000円と定め、第1項給水加入金139万5,000円、第2項負担金261万円、第3項企業債6,670万円と定めるものであります。

　　次に、支出の部ですが、第1款資本的支出を3億1,492万8,000円と定め、第1項建設改良費8,688万円、第2項企業債償還金2億2,804万8,000円とそれぞれ定めるものであります。

　　第4条の括弧書きにあります。この資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,422万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額729万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1億9,855万7,000円、減債積立金3,836万8,000円で補填するものでございます。

　　続きまして、2ページをごらんください。

　　第5条債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定めます。

水道窓口及び検針収納業務につきましては、期間は2022年度から2022年度まで、限度額は8,952万9,000円とし、会計システム賃借につきましては、期間は2020年度から2024年度までとし、限度額は900万5,000円とするものでございます。

次に、第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定めます。

上水道配水管布設替事業につきましては、限度額を1,380万円とし、簡易水道配水管布設替事業につきましては、限度額を3,490万円、簡易水道ポンプ取替事業につきましては、限度額を1,800万円とし、それぞれ起債の方法は証書借入で利率は3.0%以内とし、償還の方法は据え置き期間を含め、30年以内の半年賦元利償還等償還とします。ただし、財政等の都合により据え置き期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰り上げ償還または低利債に借りかえすることができ、起債の全部または一部を翌年度へ繰り越しして借り入れることができるものです。

次に、第7条、一時借入金の限度額は5,000万円と定めます。

第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

平成31年度尾鷲市水道事業会計予算中不足を生じる場合は、款内各項の全額を流用できるものとします。

次に、第9条、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、(1)職員給与費8,269万4,000円、(2)交際費1万円と定め、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額もしくはこれら以外の経費の金額に流用またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないものとします。

続いて、第10条、簡易水道事業に係る企業債償還金のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1,243万8,000円であります。

第11条のたな卸資産の購入限度額は500万円と定めます。

続きまして、3ページをごらんください。

尾鷲市水道事業会計予算実施計画書により予算の明細について、説明させていただきます。

まず、収入の部であります。第1款水道事業収益は5億1,852万7,000円で、前年度当初予算と比較しますと3,065万1,000円の減額でございます。内訳といたしましては、第1款第1項第1目の給水収益は4億8,281万9,000

0円で、前年比2,846万5,000円減額となっております。30年度収益見込み額から人口減少を考慮した上水2%、簡易水3%の減額で約450万円と大口分で約2,400万円の減額を見込んでおります。

次に、第2目受託工事収益は2,000円で、これは消火栓受託工事収益1,000円とその他受託工事収益1,000円を計上したものとございます。

第3目他会計負担金298万1,000円は、公園墓地消火栓用水等に係る無収有効水量及び児童手当に要する経費の一般会計からの負担金収入であります。

第4目その他営業収益66万8,000円は、手数料10万5,000円、材料売却収益56万円、雑収益3,000円であります。

続きまして、第2項営業外収益3,205万3,000円ですが、内訳としましては、第1目受取利息及び配当金において、預金利息5万円を計上しております。

第2目他会計補助金として256万4,000円、これは総務省の繰り出し基準による簡易水道企業債償還利息補助金で一般会計からの補助金です。

次に、第3目長期前受金戻入1,749万3,000円は、補助金等を財源に取得した固定資産の減価償却見合分の収益価格等でございます。

第4目資本費繰入収益987万4,000円は、先ほどと同様に総務省の繰り出し基準による簡易水道に係る企業債償還元金に対する一般会計補助金であります。

第5目雑収益207万2,000円のうち、主なものとしては国交省に貸与しております樋ノ口用地と矢浜保育園職員駐車場として保育園に隣接する用地の賃借料でございます。

次に、4ページをごらんください。

第3項特別利益については、第1目過年度損益修正益として4,000円を計上しております。

続きまして、5ページをごらんください。

支出の部であります。第1款水道事業費用は5億3,053万9,000円で、前年度と比較しまして1,187万円の減額であります。

内訳としましては、第1款第1項営業費用4億6,149万4,000円のうち、第1目原水及び浄水費は8,912万5,000円、前年度と比較しまして263万5,000円の増額であり、主なものとしましては給料117万5,000円と動力費を平成30年度の実績に基づき259万6,000円を増額し、取水井撤去に伴い賃借料250万円を減額した合計になります。

次に、第2目配水及び給水費は6,022万円ですが、前年度予算と比較しまし

て332万5,000円の増額であり、主なものとしましては6ページ、委託料に今年度は上水管路診断委託を追加して304万9,000円増額しております。

次に、第3目受託工事費は2,000円で、これは消火栓受託工事費1,000円とその他受託工事費1,000円を計上したものでございます。

続いて、第4目業務費は5,198万7,000円で、前年度と比較いたしまして569万8,000円の増額であり、主なものとしては委託料を3名の窓口及び検針収納業務の契約期間が9月で終了し10月以降分は再度入札を行うため、計上分と和暦変換対応のシステム修正分として199万2,000円の増額、修繕費としては量水器の取りかえ件数が多い年であるため、312万6,000円増額しております。

第5目総係費4,350万9,000円は、前年度と比較しまして212万7,000円の減額となっております。主なものとしましては、退職給付費を173万4,000円増額し、委託料を経営戦略委託分として公営企業会計システム保守点検委託分として526万7,000円減額した合計になります。

第6目減価償却費2億1,264万3,000円で、前年度当初予算と比較して137万3,000円の減額であります。

7目資産減耗費は340万7,000円で、前年度当初予算と比較して1,494万4,000円の減額であります。主なものとしては取水井撤去に伴う固定資産撤去費分として1,500万円の減額であります。

第8目その他営業費用は60万1,000円で、材料売却原価59万8,000円、雑支出3,000円を計上しております。

続きまして、8ページをごらんください。

第2項営業外費用は6,854万2,000円ではありますが、第1目支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債利息、一時借入金利息を合わせて4,999万1,000円を計上し、第2目雑支出3,000円、第3目消費税及び地方消費税には消費税納付額1,854万8,000円を計上しております。

次に、第3項特別損失は第1目過年度損益修正損として50万3,000円を計上しております。

次に、9ページをごらんください。

資本的収入及び支出について、御説明いたします。

第1款資本的収入の予定額は7,070万5,000円ではありますが、前年度当初予算額より4,309万7,000円の増額であります。

内訳としましては、第1項第1目上水道給水加入金として13ミリ20件、20ミリ2件分で128万6,000円、第2目簡易水道給水加入金として13ミリ2件分の10万9,000円を計上いたしております。

次の第2項負担金261万円ではありますが、これは配水管布設代に伴う一般会計からの消火栓設置工事負担金で4基分を計上しております。

第3項企業債6,670万円は、前年比4,250万円の増額で上水道配水管布設事業と簡易水道ポンプ取りかえ事業についても借り入れを行った分でございます。

次に10ページをお願いいたします。

第1款資本的支出3億1,492万8,000円で、前年より2,802万7,000円の増額であります。

第1項建設改良費は8,688万円で、内訳といたしましては第1目固定資産購入費は機械装置費として量水器購入644万円、工具器具備品費として発電機2台分44万円を計上しております。

第2目上水道施設整備費には工事請負費で配水管布設工事など2,000万円を計上しております。

第3目簡易水道施設整備費には工事請負費において配水管布設工事など5,700万円と委託料においては設計業務委託として300万円を計上しております。

次に、第2項企業債償還金、第1目建設改良企業債償還金は2億2,804万8,000円で、上水道企業債償還元金2億970万5,000円ですが、償還元金として財務省財政融資資金16件、地方公共団体金融機構23件の内訳となっております。

簡易水道企業債償還元金1,834万3,000円ですが、償還元金として財務省財政融資資金12件、地方公共団体金融機構11件の内訳となっております。

続きまして、11ページをごらんください。

予定キャッシュ・フロー計算書について説明いたします。

まず、1番上の今年度純利益はマイナス1,972万2,000円となり、1年間での現金の増減は下から3行目のマイナス6,234万円となり、一番下の期末残高は6億4,298万7,000円となります。

続きまして、12ページをごらんください。

給与費明細書について説明いたします。

まず、(1)総括ではありますが、職員数については前年度と変更なく10名であります。人事異動や昇給に伴う増加などにより合計で484万8,000円の増額

となっております。

(2) は給料及び職員手当等の増減額の明細についてあらわしたものであり、詳細はごらんのとおりでございます。

(3) は給料及び職員手当等の状況についてあらわしたものであり、職員の給与体系は6級1名、5級2名、4級5名、3級2名であり、詳細は13ページから15ページに記載しておりますので御参照ください。

16ページには債務負担行為に関する調書を添付してございますので、御参照ください。

次に、17ページをごらんください。

平成31年度尾鷲市水道事業会計予定損益計算書について、説明させていただきます。

先ほど説明いたしました予算実施計画を税抜き計にした結果、それぞれごらんの金額となり、最終的には下から4行目、当年度純損失は1,972万2,000円となり、さらにこれに前年度繰越利益剰余金3億5,601万5,000円と減債積立金の取り崩し相当額であるその他未処分利益剰余金変動額3,836万8,000円を加えると当年度未処分利益剰余金は3億7,466万1,000円となります。

次に、18ページをごらんください。

平成31年度尾鷲市水道事業会計予定貸借対照表について、説明させていただきます。

まず、資産の部では資産合計は57億8,078万1,000円となります。

19ページの負債の部ですが、負債の部は32億1,403万6,000円となります。

20ページの資本の部では、6. 資本金といたしまして19億1,064万8,000円、7. 剰余金として(1) 資本剰余金と(2) 利益剰余金を合わせた剰余金合計6億5,609万7,000円を加えた資本合計は25億6,674万5,000円となります。この資本合計と負債合計を合算した負債資本合計は57億8,078万1,000円となり、資産合計と同額となっております。

次に、21ページと22ページでは重要な会計方針に係る事項に関する注記、予定貸借対照表等に関する注記など会計処理の基準及び手続を注記として明示しております。

続きまして、23ページから28ページは決算見込みとして平成30年度の予定損益計算書と予定貸借対照表及び注記を記載しております。

次に、資料について御説明させていただきます。

先ほど、説明させていただきました平成31年度当初予算では赤字予算となっておりますが、本予算を含め今後10年間の安定経営に向けた財政計画として、資料1、尾鷲市水道事業経営戦略（案）につきまして御説明いたします。

本経営戦略は将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画としてお示しするもので、総務省より作成が義務づけられており、全体としてはⅡ事業概要で現状分析をした上で、Ⅲ将来の事業環境で予測計画を行い、Ⅴ投資・財政計画に反映させていく構成となっており、単に経営計画を公表するだけではなく、今後の水道事業で行われる全ての事業がこの計画に基づいて行われることとなります。

今回の説明では、主にⅢ将来の事業環境とⅤ投資・財政計画を抜粋した概略版で御説明いたします。

それでは、概略版にて御説明いたします。

1 将来の事業環境、1 給水人口の予測で、水量予測等検討業務委託及び尾鷲市人口ビジョンにより人口減少を予測し、それをもとに2 水需要の予測で水需要を予測しております。

2015年では1万8,928人であった給水人口が2028年には1万4,580人まで減少することにより、水需要は人口減少と同じ率で減少し、廃止となる火力以外は上水区域で2%、簡水区域で3%ずつ減少していくと予測しております。

次に、2ページをごらんください。

3. 施設の見通しとして、厚生労働省のアセットマネジメント簡易支援ツールを用いて更新需要を予測しております。

予測のケースとしては、3ページの表3-3-1のとおり3段階で構造物及び設備と管路に分けて分析を行っており、段階としましてはこのまま更新しない場合の資産の健全度はどうなるのか。法定耐用年数で更新した場合の更新需要として、いつ、幾ら必要なのか。重要度、優先度を考慮した場合の更新需要として、いつ、幾ら必要なのかとなっております。

なお、法定耐用年数はあくまで全国一律に定められた年数であり、重要度・優先度を考慮した場合は実績などを考慮した更新基準として表3-3-2に示す倍率を法定耐用年数に乗じた年数を適用しております。

この記事に関しましてはアセットマネジメントの実施マニュアルで示されており、他市町でも同様の指標を用いたり、独自の指標を用いるなどにより分析を行ってお

ります。

また、4ページに用語として掲載しておりますが、法定耐用年数を経過したものを経年化資産・管路、重要度・優先度を考慮した更新基準を経過したものを老朽化資産・管路と定義しております。

5ページ図3-3-1をごらんください。

①更新しない場合の資産健全度では、このまま更新しない場合、当然に経年するほど緑色の健全資産が減り、水色と青色の経年化、老朽化資産・管路がふえてきます。

6ページ、図3-3-2をごらんください。

②法定耐用年数で更新した場合の更新需要では、2019年から2028年度で構造物及び設備で約24億円強、管路で100億円強とともに今後10年間の期間で更新需要のピークがあらわれる予測となっております。

7ページ、図3-3-3をごらんください。

③重要度・優先度を考慮した場合の更新需要を見ていただくと、先ほど説明させていただきました法定耐用年数による一定の倍率をかけて更新していく場合で、法定耐用年数で更新する場合より期間全体で構造物及び設備で48%、管路で37%の費用削減となります。

以上のアセットマネジメントによる分析では、2019年から2028年で構造物及び設備が約7億円、管路で約15億円、単純計算で年間2億2,000万円の更新費用が必要となる試算となりますが、今後10年間は給水人口の減少のみならず、起債償還のピークとなる財政的に非常に厳しい期間となるため、さらに優先度をつけて可能な限りの更新をしていく必要があります。

また、グラフを見ていただいてわかるように期間ごとの更新需要に格差、ばらつきがあるため安定経営のためには更新需要を平準化させていただく必要があることがわかります。

次に、8ページ、4財源の見通しについて、このまま何も財源確保の手段を講じない場合の財政的な予測を示しております。

(1) 料金収入の見通しですが、前日の水需要の見通しにより大口がゼロベース、一般が上水区域2%、簡水区域が3%で減少していく予測で、図3-5-1の折れ線グラフ、収益的収支で示しているようにこのまま成り行きでいきますと2019年以降、赤字が続く見込みとなっております。

9ページ、(2) 資金(補填財源)の見通しですが、補填財源とは資本的支出を

補う内部に留保している現金を含む資金を示すもので、本市では現金から引当金等の額1億数千万円程度を引いた額となっております。

現金とほぼ同じ動きをするこの補填財源を資金として示して分析を行っております。

この資金は緊急時に備えて1年分の給水収益程度を保持していくことが安定経営上の目標と言われておりますが、このまま成り行きでいきますと料金収入の減少とともに資金は減少していき、料金改定などを行わない場合は2022年度には枯渇してしまうと予測しております。

これまでの分析では人口減少、大口需要の減少などにより給水収益の減少をする上、財政的に起債償還のピークを迎える非常に厳しい時期となっており、手段を講じない場合、資金が2024年度には枯渇してしまう予測となりましたが、10ページからは計画期間の10年間で資金不足が生じないように安定経営をしていく上で必要な手だてについてお示しします。

2、投資・財政計画について御説明いたします。

(1) 収支計画のうち投資については目標値といたしまして建設改良費を10年間で8億5,000万円としております。アセットマネジメントで年2億円強の更新費用が必要である分析となりましたが、先ほど申し上げたとおり財政的に非常に厳しい期間となっており、その制約から投資規模の縮減が必要となり、工事計画をさらに精査し、人口減少に伴う水需要の減少を考慮し、優先順位づけやスペックダウンなどにより更新費用を抑えていきます。

具体的には構造物及び設備では設備個々の状況を分析し、修繕による長寿命化などを図って更新費用を抑えております。管路に関しては国からの交付税措置のある財源的に有利な簡易水道を中心とした工事計画を行うことといたします。

投資額としてはおよそ年間8,500万円で推移する計画であり、財政的な制約があるため、アセットマネジメントで求められてきた更新需要には届きませんが、更新水準は近年同様の額で計画的に行っていきます。

11ページ、(2) 収支計画のうち財源の説明につきましては、料金改定と企業債借入により資金残高が最終的には安定経営上の目標である料金収入の1年分を目指し、期間中は料金収入半分以上を確保、保持することとしております。

料金収入の減少により10ページ(1) 収支計画のうち投資についての説明で投資を抑えたとしても2024年度には資金が枯渇することから、2022年度ごろには今後の運転資金を確保するため、改定時約5億円の料金収入を見込んだ料金改

定が必要と予測しております。

料金改定の時期や改定率などは当然水道料金改定要領による総括原価方式などにより算出し、尾鷲市水道料金等審議会に諮問し、答申の後、議会の承認を得て決まるものであり、今回の計画ではあくまで投資財政計画により算出された必要である料金収入が5億円としたものであり、現実的な改定時期や料金体系、改定率などは今後、今計画を参考に実際の財務状況や情勢を加味しながら考えていくこととなります。

また、13ページ①企業債の借り入れについては、例年交付税措置のある簡水への投資に対して借り入れを行っておりましたが、料金改定までの厳しい期間においては上水道事業についても借り入れを行います。

また、国庫補助金については現状使えるメニューはございませんが、水道法改正により条件不利事業体への財源など可能性も示しており、今後も適用できるメニューがありましたら積極的に活用していく予定でございます。

12ページ、図5-2-2では、料金改定により棒グラフの料金収入がふえ収益的収支が2028年まで安定し図5-2-3においても資金残高は一時的に安定経営の目標である給水収益の1年分を下回りますが、起債償還のピークが終わる2028年度にはほぼ1年分の残高が確保できる計画となっております。

13ページの図5-2-4では折れ線グラフの起債発行額は一時的に多くなりますが、企業債残高は償還のピークを迎えており、残高は年々減少してまいります。

14ページ、(3)収支計画のうち投資以外の経費については表のとおりとなりますが、どの事業体でも同様ですが、ほとんどの費用は固定費であり、費用削減が厳しい状況となっております個別に委託している委託事業などをまとめて包括的な委託や施設設備の長寿命化など工夫により費用削減を図っていきたいと考えております。

また、表には記載しておりませんが、非常に厳しい財政状況であるものの、有収率向上に関する取り組みが経営上重要であるとは考えており、根本的な解決には布設替えを適正に行っていくことが重要と考えてはおりますが、財政的に厳しいため、アセットマネジメントで求められている更新費用が賄えないため対処法として管路診断の費用を見込んでおり、これと中電により対応していきたいと考えております。

15ページの3、投資・財政計画に未反映の取り組みや今後の検討予定の取り組みについては、(1)投資についての検討状況等として、施設設備については今後給水人口の減少により施設、設備、管路網など、ダウンサイジング、スペックダウンを検討してまいります。

広域化に関しましては先般、水道法改正により国、県は責任を持って推し進める内容が示されておりましたが、財政措置の有無や効率化などを念頭に検討を行っていく必要があります。

(2) 財源について検討状況等については、料金、企業債については前述したとおりでございますが、売却が可能な資産については売却に向けて検討を行っていく予定でございます。

16ページの(3)投資以外の経費についての検討状況等としては、委託料としては現在水道窓口及び検針収納業務を民間委託しており、民間のスケールメリットを生かしより経費削減となる委託方法を検討してまいります。

(3) 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項として、今後10年間の計画となりますが、計画期間には火力の廃止の影響、跡地の活用、新田線など大きな道路改良工事などに付帯する時期不明の工事が発生する可能性があり、PDCAサイクルにより適宜進捗管理を行い、検証を行ってまいります。

最後に、これまで述べた計画を3条収益的収支と4条収益的収支の財政計画表に数値として反映させたものをお示ししております。

3条収益的収支では、支出がほとんど固定費であり、料金収入が減り続けるものの、2022年度の料金改定を見込むことにより、計画期間中は繰越欠損金が生じることなく収支が均衡しております。

4条資本的収支では、アセットマネジメントにより年間2億円程度の更新費用が必要とされておりますが、起債償還額が2027年度までピークとなる期間で、最高で2,500万円を必要となる非常に厳しい期間であるため、建設改良費は8,500万程度に抑えて更新を行っていく計画でございます。

給水収益の半分以上を保ち、起債償還のピークの終わる最終年度には1年に近づく計画となっております。

以上が経営戦略の説明となります。

なお、今回をお示しした経営戦略については、年度末に完成しホームページに公表する予定としております。

また、タブレットには例年添付させていただいております建設改良工事計画と企業債償還明細を掲載しておりますので後ほどごらんください。

以上で平成31年度尾鷲市水道事業会計予算書の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長 工事箇所の方は見たらわかりますんでね、大体。

ここで10分間休憩します。

(休憩 午後 2時58分)

(再開 午後 3時09分)

○南委員長 じゃ、会議を再開いたします。

水道部の当初予算についての説明と水道の経営戦略ということで詳しく資料で説明をしていただいたけれども、なかなか飲み込みできないということで、また、持ち帰って勉強させていただきたいと思います。

それでは、水道の審査に入ります。

御意見のある方、御発言をお願いいたします。

じゃ、ちょっとよろしいですか。時間のあれを利用して。

今の戦略、説明の中によると2020年ごろには不足となるということで、5億の料金設定をしなければいけないという一つの目安ができたのかなというような思いがするんですけれども。

水道料金も平成17年、23年と約50%強の水道料金を経て7年、8年経過しておるんですけれども、22年に上げるんか、それとももっと前にアプローチするんかというような問題があるんですけれども、その件についてはやはり水道部は一つの2022年を分岐点と考えておるのか、おらないのか、それだけ。

○尾上水道部長 水道部のほうで現状の財務から分析した結果では、2020年ごろに料金改定になるかと。2022年ですね、なので、料金改定等審議会につきましては当然のごとく1年前に。

これは、実は今回赤字の予算を議案提出させていただいておるんですが、本来であれば早く収支の改善を図るべきというところもあると思うんですけれども、大口利用者の方がなくなって収益が減ったので、これまでのたび重なる議会の場でも三、四年後、二、三年後と説明してきたことを大口がなくなったからすぐに市民の方に料金をとすることは到底言えないということもありまして、何度か先ほど申し上げたとおり投資の考え方の改善とかいろいろな部分を考慮しまして、これまでのお約束どおり2020年ごろまで何とか頑張りたいということが今回の経営戦略でございます。

○三鬼（和）委員 関連して。

これは22年のときには値上げした形の数字、この収支計画になっておって、多分これぐらいでいくと30%ぐらい上げるとこれぐらいの数字に追いつかんと思う

んやけど、遅くなればなるほど上げ幅が大きくなるんさね。

それと、今部長が言われよったように中電さんが今までみたいな稼働方式じゃなしに、後のおわせ S E A モデル等を通じてどれぐらい使うというのでも違うと思うんですね。

そういった中で、20年度ぐらいにはめどをつけたいと言われておるんやけど、20年になったら一応 S E A モデルとか、グランドデザインを今年度中にして、実際のその事業がどうかというのもまた難しいやろうけど、その辺は大丈夫なんかいね、見通しとしては。

○尾上水道部長　あくまでもこの投資財政計画、2022年度に料金改定したものとして見ております。

今三鬼委員がおっしゃられたように現状、見えない収支を改善させるものとか、逆に費用のいるものがあるんですけれども、収益に関しては特に見えているもので何とか市民の理解を得てということで確実に見込めるもの以外は見込まないという方針で試算をしております。

○三鬼（和）委員　何回か議会の代表として審議会に入ったことがあって、いろいろ考え方があって、途中では大幅な値上げをやらないということで大幅な値上げをしない時期に料金については検討しようということやったけど、かなり長いこと据え置いてきたわね。

それが新たな中電さんの S E A モデルというか、そういうのが入った場合やというと、こういっためどでいこうと思うとき、かなり大きな。

そりゃ水が動いてくれたら20%ぐらいというか前後でやるけど、もし、そういうのが水を使うことが少なかったら、かなり上がっていくというわけじゃないです。その辺はどう見込んでおるんですか。

○尾上水道部長　済みません。説明の仕方が。

中電跡地の部分についてはゼロベースです。

これ、あくまで今年度、31年度当初でも中電大口利用に関する部分については1,000万ほど予算を見込んでおるんですが、それ以降について、この経営戦略については来年度以降の計画段階では大口利用についてはゼロベースで考えています。

なので、2022年度で料金改定をというシミュレーションの中での料金改定というのは全て使用者、市民の方に対しての改定ということで見込んでおります。

あと、2022に対して、先ほどの市民のお約束ということもあったんですが、

1年おくらせるシミュレーション、1年早くなるシミュレーションも行ったんですが、1年早くすると早い段階でスーパー銭湯の改定率が下がるだけなんですけど、早い段階で次の料金改定が来るというリスクとか、おくらせてしまうとどうしても補填財源が枯渇してしまうということがありまして、シミュレーションでは2022年度ということでお示しさせていただいております。

○三鬼（和）委員　具体的にやっぱり中電さんとかがどうなるかというのを確認せないかんと思うけど、もしなかったとしたらまあまあの値上げというかな、20%後半の値上げということも検討せざるを得ないというところがちょっと大変かなと思うんですけど、これから。ええわ、それは。

○奥田委員　確案に入る前に全体のことでちょっとお聞きしたいんですけど、17ページの損益計算書を見ると、先ほど水道部長も言われていたように今回赤字の予算ということで、赤字の予算って初めてじゃないですか。そうでもない。

（発言する者あり）

○奥田委員　去年もあったんですか。

もう病院も債務超過に陥って、一般会計も本当ギリギリの予算で財調が2億しかないという状況なんですけど、その辺全体を考えて、市長、せっかくおられるんで。改めてちょっとどうですかね、これ。この財政状況。

○加藤市長　全体の当初予算を含めて先ほどの総合病院の話、今回の水道の経営状況というのは非常にシビアな状況になっているということは事実でございます。

こと水道に関しましては、先ほど水道部長が申し上げたような経営戦略の10カ年というような形で一応進めておりますんですけども、これについては正直申しまして今後、水道量の需要からいきますと、要するに補填財源がどんどんどんどんやっぱりマイナスになるシミュレーションになっております。それが枯渇をするのが大体今の見込みだったら2023年ぐらいにはほぼなくなってしまうと。その前に2022年ごろを目安としながら改定していかないとちょっと水道料金の要は補填財源が枯渇してしまうというそういうことでございますので。

先ほどいろんなこれから対策もいろいろ考えていかなきゃならないんですけども、その対策については先ほど水道部長が申し上げたとおりなんですけれども。

以上です。

○奥田委員　その辺の率直な市長の考えを聞きたかったですけど。

ただ、やっぱり思うのはこの財政課の一般会計だけじゃなくて、病院も水道も総合的に見ないといけないと思うんですよね。

それときちっとしたのはやっぱり病院と。一般会計だけ減らしても、今回の病院でも5,000万減らしたら病院の借金がふえるのは決まっておるわけで、それをよしとしておる財政課がちょっとおかしいと僕は思うんやけどね。

やっぱり全体を見るということが僕は必要と思うし、きちんとした連携を、本庁のほうも病院と水道と連携をとる体制というのは十分必要やと思うんで、その辺をちょっと考えてほしいと思うんですけど。

それで、資料の投資財政計画、2028年まで、10年。水道部よく、総務省に出す、どこに出すんですけど。

(発言する者あり)

○奥田委員　そうですね、出すといっても、よくこういうのをつくってくれたなと思って。よく出してくれたと思うし。病院なんか幾ら言うても出てこうへんしね。

一般会計もそうやないですか。これぐらい出せと言っても何も出てこうへんしね。そういう意味では、僕はこれを非常に評価したいなと思うんですけど。

こういうのもやっぱり病院も出すべきですよ。曖昧なこと……。聞こえておるかな、病院、ちょっと。マイクが入っておれば聞こえておると思うんですけど。

きちっとやっぱりこういうのを示してもらおうとわかりやすいと思うんで、こういうのを病院も見習ってほしいなと思うんですけど。

それは余談として。さっき話があった2022年に値上げということで、さっき三鬼和昭委員が30%ぐらいと言っておったけど、ここの財政計画では30%の値上げというような形で見込んでおるんですか。どの程度見込んでおるんです……。

(発言する者あり)

○奥田委員　それを言うとひとり歩きしてしまうので、概算で。今のところいいですよ。

○尾上水道部長　この経営戦略上の、結局布設替えとかの更新をする、それから資金を確保する、その後に補填財源もどうしても必要だという部分で、その要素からはじき出した給水収益の必要額につきましては2021年度が4億2,480万3,000円となっておるんですが、実は2020年は見えないんですけども、上水が2%、簡易水道は3%の減やということで先ほど御説明したんですが、その数字が2020年度のこの下にありまして、それに対して投資資金補填財源等の要素を考慮して5億円必要やという公認会計士等のアドバイスを踏まえた上で、今後5億2,383万1,000円と給水収益が見えておると思うんですが、奥田委員さん。

22年度の上から2段目、5億2,383万1,000円。2022年の上から2段目です、奥田委員さん、5億2,383万1,000円、見ていただけましたか。

料金収入、この額は結局その下に見えていないもともと人口減少がしていったらの額に必要な額が5億、少し超えた部分やということではじき出したんですが、そのパーセントはあくまでシミュレーション上は26%の改定率でこのシミュレーションでは見ております。

○高村委員 関連しまして、値上げを前提にするよりも頭脳明晰な水道部の人たちがたくさんおるので、それまでに例えば水を売るとか、横に自然の川があるので、近くで何か催しものをして集客に努めてお金の入るようなことを考えたとか、いろいろあるんさね。

そういう案は出なかったの、あんたらの課で。

○尾上水道部長 以前もちょっと委員会でペットボトルでの水販売的なことがあったんですが、近隣市町で全国的にペットボトルを販売している事業体を見ますと、PR用ということで事業的には赤字です。

なので、とても今後二、三年間大変な経営状況の中で水道利用者、市民の理解を得てそういう事業に打って出るということはとても考えてはおりません。

○高村委員 余り評判のよくない、言わないけど、この会社も大分もうけておるようなので、やり方によっては違うんかね。

それで、尾鷲市水道部の独自の何か特色があるような考え方を一遍みんなで頭脳を集めて考えてみてはどうかと提案を投げさせてもらいます。

○南委員長 野田委員さんより予算修正の申し入れがございました。

今の事務局として予算の編成の準備にかかっております。

ちょっと休憩します、休憩。

(休憩 午後 3時25分)

(再開 午後 5時03分)

○南委員長 大変長らくお待たせをいたしました。

それでは、休憩前に引き続き行政常任委員会を再開させていただきます。

最終ということで付託議案が25件の採否の決定を行うわけでございますけれども、その前に議長のほうから発言を求められておりますので。

○三鬼(孝)議長 野田委員のほうから修正案が出されるということでございますけれども、修正案につきましては委員の権利があって出すのはどうということとは

ないですけれども、できれば環境の予算の審議のときに財源となっておりますから、都市計画の。そのときに修正かけるならかけるというようなことを表明して、遅くともきのうまでにやっぱり出すというのが委員の本分じゃないかなと思います。

私も奥田委員が予算決算常任委員会の委員長のときに灯浮標の修正をかけたんですわ、そのときは僕も予算審議の中で表明して自分でつくってやった経緯がありますけれども、そういうことをごさいますので、今後御注意していただきますようお願いいたします。

○南委員長　先ほどの議長から指摘がございましたように、委員、議会運営の大きなことをごさいますので、こういった修正案のときは事前に委員長もしくは議長、事務局のほうへ御連絡をしていただくようよろしくお願いいたしたいと思います。

25件の採否をとるわけなんですけれども、その前に全体にわたって特に御指摘なり、当然野田さんから修正案が出されるんですけれども、先ほど高村委員さんからも議案第10号の尾鷲市地区コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について継続審査とならないかというような休憩時間中をごさいますけれどもお話がございました。

改めて議案第3号から議案第33号まで、特に採否の前に何か御意見があればお聞きをいたしたいと思います、まず。

○楠委員　15号議案の中の総務費の中の本庁舎の耐震改修工事の中なんですけど、基本的にこの建物が57年と言いましたかね。

○南委員長　築ね、築。

○楠委員　築ね。

経過年数を考えると耐震だけの補強で将来どうなるのか、担保できるのかどうか、ちょっと心配なところがありますので、ぜひ耐震工事の選定云々のところで、今後、技術センターのほうにいろいろ委嘱なんかを送って審査をやるんでしょうけど、ぜひ経年の鉄筋コンクリートの建物に耐震強化をして、その後、何年もつかというのはなかなか難しいかと思うんですけど、その辺も審査の対象に入れてほしいなというふうに思っております。

○南委員長　指摘事項の中で附帯決議か何か知らんけど、どうします、1本ずつ行きますか、まず、採否を。全体にこの意見をとるのではなく。その中でいろんな、最後までよろしいけれども、いろんなもし。

○村田委員　これ、採決ですから、議案ごとにやってもらって。

○南委員長　わかりました。

○村田委員　その議案が出た時点で意見を述べてもらおうと。そういう進め方をしてくれればいいと思います。

○南委員長　わかりました。

それでは議案第3号から1本ずつとっていきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

議案3号については別段、御意見はないですか。なかったらそのまま採否の決定をいきたいと思います。

じゃ、議案第3号、尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長　挙手全員。

次、議案第4号、職員の給与に関する条例の特例を定める条例の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長　挙手全員。

次に、議案第5号、尾鷲市学校施設の開放に関する条例の制定につきましては、先般、市長からお話があったように予算書の施設の段階で夜間料金となっていましたのは、市長は夜間をとり省くということで、本会議のほうでもおわびするというお話を聞いております。よって、このまま採決をとりたいと思います。

議案第5号、尾鷲市学校施設の開放に関する条例の制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長　全員でございます。

特に意見はよろしいですか、この、今の使用料については。

(発言する者あり)

○南委員長　そのようにさせていただきます。

次に、議案第6号、尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長　挙手全員。

挙手全員であります。

これもよろしいですね。

次に、議案第7号、尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。

次に、議案第8号、市長の給与等に関する条例の特例を定める条例等の一部改正について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員でございます。

次に、議案第9号、職員の給与に関する条例の一部改正について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 全員。

全員であります。

そうですね、今の先ほど、高村委員さん、どのようにさせていただいたらよろしいですか。コミュニティーセンターの。

○高村委員 まず、継続か、継続でないかを図っていただきたい。ただ、それだけお願いします。

○南委員長 わかりました。

委員より継続審査の採否をまずとっていただきたいということでございますので、そのようにさせていただきます。

議案第10号、尾鷲市地区コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、高村委員より継続審査の採否をとっていただきたいということで、継続に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 少 数)

○南委員長 挙手4人。

よって、継続案件は否決をされました。

次に、原案について採否をとります。

議案第10号、尾鷲市地区コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○南委員長 挙手多数です。

挙手多数で原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第11号、尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。

挙手全員であります。

次に、議案第12号、尾鷲市斎場条例の一部改正について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。

次に、議案第13号、尾鷲市水道水源保護条例の一部改正について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。

挙手全員であります。

次に、議案第14号、尾鷲市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。

挙手全員であります。

議案第15号の平成31年度尾鷲市の一般会計予算の議決につきましては、野田 拓雄委員から修正案が提出されておりますので、それでは、提出者であります野田委員より、まずは修正案の御説明をお願いいたします。

○野田委員 それでは、修正案の提案説明をさせていただきます。

別紙をごらんください。議案第15号……。

(「ちょっと待って」と呼ぶ者あり)

○野田委員 よろしいですか。

○南委員長 お願いします。

○野田委員 議案第15号、平成31年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、第1条中94億5,572万3,000円を93億2,372万3,000円に改めるものであります。

まず、歳入については第18款繰入金第1項基金繰入金を8億2,224万6,0

00円から1億3,200万円に減額し、6億9,024万6,000円にします。

歳出では第4款衛生費第2項清掃費を7億6,360万2,000円から1億3,200万円減額し、6億3,160万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、次のページ以降に添付してありますので御参照いただきたいと思いますが、修正内容ですが、ごみ焼却場の工事請負費1億3,200万については、その財源として都市計画事業基金繰入金から1億2,000万、財政調整基金から1,200万円を充当して工事を執行しようとするものであります。このうち都市計画事業基金からの充当については、本基金の将来的な用途について具体的な計画が示されないまま、今回当初予算においてはごみ焼却場の工事請負費に充当しようとしているものであり、私としては今回のごみ焼却事業の今後の具体的な計画を示さないまま事業計画を推進することは都市計画性が任意目的であり、市町村の自主性に委ねられていることではあります。逆に言えば住民に対する説明責任は他の税よりもはるかに重いと考えております。

目的税の公平性を議会や住民に対して資金用途並びに計画の明確化を示すべきと考えております。

今後の事業計画を説明する責任があると思い、今回は修正を求めるものであります。

以上の理由により修正案を提出した次第でございますので、御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

○南委員長 御苦労さまでした。

それでは、ただいま野田委員より説明がありました修正案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○村田委員 今説明で一般の予算の執行よりはるかに重いというような説明がありましたんですけども、それはいかなる理由ですか。

○野田委員 都市計画税というのは先ほど言いましたように目的税であります。

ということは、それにかかわる市民等にはきちっとした形で今後の都市計画事業基金をやっぱり今もしこれが、1億2,000万が執行された残りが本年度予算2億2,205万というものが残ってきます。そういう部分の部分もきちっと説明して、今後この事業にどういう形で使っていくのかというような部分の計画性が必要だということを私は思いますので、その分の今後の事業についてはきちっと説明し

ていただきたいと思っております。

それと、今回のごみ焼却場の部品交換については30年から36年までの一つの事業計画というのがあります。どれを選択してどれをしないかとかいう分もありますけれども、それについてはこれでいくと予定事業合計金額は約4億3,130万、31年から33年度にかけてこういう資金が発生しますので、私は使うなというわけじゃない、僕はただそれに対する説明を計画の中できちっと市民に示すことが必要ではないかという観点から今回これに修正を求めました。

以上です。

○仲委員　今回の清掃工場のグレードバーの修繕費に都市計画の基金から繰り入れたということにつきましては、尾鷲市のホームページに都市計画事業ごみ焼却事業、認可図書の縦覧ということで、既に平成30年8月14日、三重県告示、第535号で認可されています。

そして、尾鷲市都市計画ごみ焼却事業としてごみ焼却場、塵芥焼却場について縦覧がやられておると。

そういうことを踏まえて、事業が組み立てられたと。財源が充当されたと思っておるんですけど、そこらの意味合いと野田委員さんの思いと、それから、グレードバーを修理しなかったときに、やはり市民に対して故障、1号、2号の兼ね合いで故障したときのごみの処理の方法が、今回困ったことになる事態が想定されるんですけど、そこらの思いはどうですか。

○野田委員　一つ目のホームページのほうにしてあるということですが、議会のほうに平成30年8月22日、行政常任委員会にこういう形で使いますよという話がありました。

その後の再度予算編成をするときの前もってか、こういう形で使うという部分はやっぱりこの間の委員会の議論じゃないですけども、やはり余りにも決め方が乱暴過ぎるのではないかという私自身の個人的な考え方もありますし、それと31年度の予算の分が一応今回3,200万ということですが、今後33年度では事業費の合計が1億4,000万という部分が環境課のほうでやっていかなければならない事業ということであるわけです。

今先ほど申しましたが、31年から33年度においては事業合計額の金額、これは今現在示されている金額ですけども、予定で4億3,130万という金額があります。

私は使うなとは言っていない。そういう部分を丁寧に議会または市民に説明し

ていく、また、まずは議会のほうに説明してほしいという部分があったということで、今後それが環境の尾鷲市の体制の中でただ使ったらいいというような体制では基本的にだめだと私は思っていますので、基本的な計画をきちっと示すと、それが説明責任ではないかと考えて今回提案させていただいています。

それで、もう一点はホームページにされておる、それは事業としてはされていることは十分理解しております。ただ、それが広報とかいろんな形でもっと最終的に決め、こういう形でやりますよというところまで説明してもらってもいいのではないかとこのように考えております。

そういう点から今回、修正を求めて、要は今回、これは修正使うなという修正がありませんので、そういうところの説明の段階を踏むことによって、きちっとした形で、補正で上げていただいて十分結構ですので、そういうところをちょっときちっとした体制をつくっていただきたいと思っております。

○村田委員　　まずこれを、予算を組み立てる前にいろんな広報活動をしなくてはいけないということを言われましたけれども、議会で審議をする前にその予算をこういうふうにするということは市民に知らせるということはできないですね。

それからもう一つ、この環境課は、今後のこのごみ焼却場の修繕の計画というのを以前にも説明してありますよね。ですから、その辺についてはどうお考えなんですか。

○野田委員　　こういうリストの表はいただいています。

ただし、それに突っ込んだ議論というものはまだされていません。

それで、もう一点は決定していないことを市民にはどうこうという話です。私は決定した後のことも含めてきちっとそれは明示するべきだというふうに考えておりますので、その点、そういう話をさせていただきました。

○村田委員　　今の広報の話ですけれども、決定した後ですということなら、今回の議案に出てきて議決をされた後で十分にせよということを附帯決議でつけたらいいんじゃないでしょうか。

○野田委員　　今回の先ほど申しましたように8月22日からそういう使えますよという話があって、僕は何らかの形で僕はそれに対して反対しているものではないんですけれども、再度そういう部分の使い方、また、計画という部分はあくまでも計画ですけれども、それはやっぱり議会、議員、この委員会に対してきちっとした説明が必要じゃないかと。

それが説明責任というか、事業としての審議をより深めるものになるということ

が今回なかったという部分で、またこういうことがない状態が続くということも考えられますので、今回私はこういう形で自分のやり方というか、こうしてほしいという部分だけはやっぱりきちっと市民にわかるようにするべきじゃないかということで修正を求めています。

以上です。

○村田委員　今も申し上げたんですけれども、環境課ではこの事業の予定と計画というのも公表しておりますし、今回はこの都市計画税の一部をもってその事業に当てはめたということですから、深い議論というのは、私はどうも理解できませんけれども、あなたと私との見解の相違かもわかりませんが、どうもちょっと理解しにくいので、申し上げておきたいと思います。

○野田委員　繰り返しになりますけれども、31年から33年度の事業が約4億3,100万円とあります。

(発言する者あり)

○野田委員　そういう部分で私は全体的な計画と示すべきじゃないかというふうを考えております。

以上です。

(発言する者あり)

○奥田委員　それではちょっと野田委員に質疑させていただきたいんですけど、今回この1億3,200万の清掃費、全額カットして、これ、財源が都市計画事業基金の繰り入れですか、これが1億2,000万で、あと財調のほうは1,200万なんですけど、これ、全部、これ、清掃費は当然必要だと思うんですけど、来年度。これを全額カットするという修正案ですけど、今後、どういうふうに考えたいんですか。

○野田委員　私にとってはやっぱりこの部分については説明を受けたというふうに予算の行政常任委員会で言われるんですけども、もっとこれの最終的な使い道という、この目的事業税の残り2億2,500万というのも出てくるわけです。それについて、全体をすると。

ですから、この後はそういう説明を1回してもらうことによって事業の全体像を、その後、補正とかそういうのも組めますから、基金は残っているんですから、速やかにそれを使ってやっていただいたらいいと思います。

おかしいですか。

(発言する者あり)

○奥田委員　　そうすると、野田委員が今修正案を出されたのは一旦全額カットするけれども、その目的税である都市計画税、とり過ぎていたのもありましたよね、22年が。それが3億4,500万あって、基金も積んでいますけど、その使い方とか、そういうのもちゃんと説明してもらった上で、この清掃費についても補正で上げたらいんじゃないかということですか。この1億3,200万のほうについても後でということなんですかね。

(発言する者あり)

○奥田委員　　その辺だけちょっとはつきり……。

○南委員長　　答弁もらいます。

○奥田委員　　答弁だけちょっと、そこだけ確認……。

○野田委員　　そういうことです。

○南委員長　　わかった。

○奥田委員　　わかりました。確認なのですが、委員長。

予算をこのまま、清掃費を認めないというわけじゃなくて、都市計画税の基金の3億4,500万円の使い道というのがきちんと説明されていないということと、国庫の基金が1億2,000万充てられる、その説明が、都市計画税って目的税ですからね、ごみ焼き場って、全ての人が市民がかかわるものですけど、旧町内の人しかとっていませんからね、その辺のことを含めた説明をきちっとしてほしいということなんですか。

(発言する者あり)

○村田委員　　そうであるならば、なぜ委員会のときにそこまで聞かなかったんですか。

この修正案を出す前に委員会のこういう審議があったら、十分聞ける時間があったと思いますよね。それを議論する場を委員長、設けていなかったわけじゃないですよ。

○高村委員　　2人の委員は言いよったかな。

○野田委員　　僕はそれを言いました。

ただ、その全体像の都市計画事業税という部分のどのようになら今後、全部これに充てるのか、それともどういう計画があるのかという部分はやっぱり全体を示すべきじゃないかという考え方を持っています。

○村田委員　　そうであるならば、そうであるなら都市計画税の積み立てですね。この部分でどうなるんだという質疑をされて、十分これを解明できるんだと思います

けど、今それを言われるのはいかなものかと私は思いますけれども。これは反論でもない、私の思いですけどね。

○濱中委員　ごめんなさい。私もちょっと整理させてください。私もちょっと今混乱しました。

　　というのは、野田委員から問題にしておる部分は都市計画税の計画性ということで、この8月に示された環境課から示されておる事業計画に関しては理解をしておるということでよろしいですか。

○野田委員　これに対しては、今回はこういう形になるんだろうということで理解はしています。

○濱中委員　　ということは、都市計画税の使い方が納得いってなくて、このごみの工事をもっと説明せよということではないと理解すればよろしいですか。

○野田委員　　これについては今回の委員会で審議していますけれども、今後の今言ったように2億2,500万という部分が同じような形で目的税として市民に、議員にもですけれども、きちっとした形で出てきてこないという体制を僕は指摘しておるんですわ。

　　やっぱりその体制が崩れてしまうと今回また計画性のない状態が出てきて、審議はそこでするでしょうけれども、やはり深度ある議論というのはできないと僕は思っていますので、ワンクッション置いてそういう議論できる場を持つということが議員として大事じゃないんかということをお願いしたいと思います。

○濱中委員　　再度ごめんなさい。自分が理解するための念押しの質問なんですけれども。

　　例えば今回はこのごみ焼却炉事業に対して使ったからごみ焼却炉の事業としてここに修正をかけておるわけですけども、こっち側のごみ焼却炉の事業を問題視するのではなくて、その2億幾らというのも都市計画税の残りの部分の話ですよ、2億幾らというのは。

○野田委員　　その部分。そういうことになります。

○濱中委員　　　ということは、都市計画税の計画そのもの議論が足りないという判断の修正ですね。このごみの事業が違う財源やったらごみの事業のことではないわけですね。ですよ。

○野田委員　　要はこれについては今回、僕は説明が不足しておると思うけれども、もう一本、ワンクッション欲しいと思ったんですけども、今後これが残りの部分がどのような形になるんかという部分は、それは財政的な部分で言われるんかわか

らんけれども、要はここで4億3,000万、環境課の事業としてあるわけですね。

それと含めて都市計画事業基金がどのように計画の中に落とし込んでいくかという部分をもっとやっていくべきじゃないかというふうに思っております。

○濱中委員　　そうしたらちょっと、例え話が適切かどうかわからんのですけれども、この修正をする上でこのごみ焼却事業を消すのではなくて、この財源構成をするというやり方でもよかったわけですか。

というのは、この都市計画税を充てるのではなくて、都市計画税を残したままの形で一般財源をこっち側に、財調を置きかえるということやったら今の段階は納得されるという話になりますか。

(発言する者あり)

○野田委員　　ですから当初、去年の3月、都市計画事業税というものが6月に振りかえというか財調からプールされたと。

その中で可及的速やかにこの部分は税率を下げるなり事業の目的をして速やかにいろんな事業に投資していくという部分がある中で、今回これは使えるということで1億3,200万、1億2,000万という金が事業基金として都市計画事業基金の繰入額として使うわけですね。それは使うということはいいにしても、残りの部分とかそういう部分が、僕はそうやって何回も言う、体制なんですよ、尾鷲市の体制でまた同じようなことが繰り返されるという部分についてはどこかで歯どめをかけていかんと、何も計画性のないいいまちになっていかんのじゃないかと、議論。そこを僕はちょっと強調したいということがあります。

○濱中委員　　やっとなかったというのは、私が理解できたというのは、こういう修正をかけるときって、その事業そのものに不信感があったり、反対があったりしてかける場合と、その財源に問題があると、その問題点が私、絞り込めなんですね。

だからどこに問題、自分の中でこの予算がどこに問題があって修正かけたいんですというのがちょっと伝わってこなかったものですから、何度も繰り返し聞かせてもらったんですけれども、事業そのものを否定しておるわけではなくて、財源の出し方を問題視した修正という理解でよろしいですか。

○野田委員　　そうそう、そういうことやね。

(発言する者あり)

○仲委員　　ちょっと僕らもわからんやけど、野田委員さんが言われるのが。

今回の財源充当は都市計画税のはだめだということで修正案を出されました。今

後も清掃工場の修繕に都市計画の基金の残っておる部分を充てることも、今のところ反対ということで理解していいのでしょうか。

○野田委員 反対というか……。

(発言する者あり)

○南委員長 今先ほども一般財源で変えたらオーケーやというような、あったけど、そこら辺をはっきりしてもらわんことには、中途半端な気持ちでこの大事な時間を要して修正案を僕らも真摯に受けとめてやっておるもので、こんなところでぶってもらったら、聞いておるほうが困ります。はっきりしてもらわな。

○濱中委員 整理したってください。

○南委員長 整理というよりか、別に市民にわかってもらったらいいんですよと言うておいて、いやそれはあかんのやと今度は、財源変えてもらわなあって、それではさばくほうの委員長としても、何かちょっとわけのわからんような修正案になってしまうもので、もう一回、改めて。はっきりしてもらわんことには。

○野田委員 ごめんなさい。この事業については、僕は否定しておらへんのですよ。

○南委員長 あとの事業にはね。

○野田委員 そうそう。要は都市計画税をした目的税になった部分というものが昨年の3月から6月に修正してプールされたと。今回これに使うと。使うのをどうこう言うておるわけじゃない。ただ、8月の……。

(発言する者あり)

○野田委員 いや、使うのをどうこう言うておらへんのや。

○濱中委員 使うのをどうこう言うておるでしょう。

○野田委員 そういうことじゃないんだ。

○南委員長 それを言うておるもので修正案なのか。

(発言する者あり)

○三鬼(和)委員 ちょっと質問させてもらいます。

8月22日に尾鷲市が基金の使い方についても含めて6月28日にごみ焼却事業の修理を認可いただきたいということで県に申請した中に、この今回のグレードバーがあるわけじゃないですか。

これについては8月14日に県はオーケー出して、その委員会とって8月20日に了解もらいましたよというのがありまして、野田委員もこの事業について反対しておるわけじゃないと言うんやけど、これはここで認めていただいております。

グレードバー1号も2号も悪いという中で、私らは判断材料としては、例えば6月議会まで待つとか云々になったときに故障した場合にどうするかというのが1点と、もう一点はこの事業の認可を求めた中では財政調整基金がないという現状、現に今度の予算を組んだ中でも財調は1億を切っておるわけですから、先ほどの答弁で手当が違っておったら事業は認めんのやと言うたんですけど、今言われたことも我々含めて今回はこれ、認めざるを得ないかなということで質疑をしました。

同じ基金を崩すのでも、あと5年か6年ということやもんで、1号機も2号機もこの計画案が挙がっているように同じようにせずに効率よいようにということ、そういったことで含めてしました。

野田委員言われるように都市計画税と都市計画基金の今後の使い方云々と言うて、8月に聞いたときからここにぼんと上がってきたような形がありますんやけど、そのときには8月でそれは了解しておるといのがあったもんで、今後、私が質疑した中では新しいごみの焼却施設とか云々したときに、都市計画税とかでするんやったら都市計画税のあり方も一考せなだめですよということで質疑させていただいているんやけど、現時点では財源がない中で県がこの事業を認めたという中で、どれだけの工事にさすかどうかというのは議会にも責任があると思うんですけど、そういった意味で今回は上げてきたと理解しておるんですけど、その辺はちょっと考えが違うんですか。

やっぱりその説明がなかったもんでだめだと。この3月議会から6月議会までの間にグレードバーが故障したりとかすると大きな問題にもなるということもあって、かなり延ばし延ばしできておるようなところがあったもんで。

ただ、私も1号も2号も同じようにするんかどうかというのは、それはするかせんかはまた別の考えなんやけど、それがああるもんで、もっと基金の使い方についても議論はそれはあってしかり、ほかのこともね、道路のことなんかも含めてどう配分するかという議論はあってしかりだと思ふんですけど、今回の挙げ方についてはやむを得ないんじゃないかなと思ふんだけど、その辺についてはどうですか。

○野田委員　私の思いが中途半端な形になってしまっておるんかもわかりません。それは認めます。

ただ、この事業をそういうことやるなとかいうことはないんですけども、やはり議会のほうに決定されるにしても、やはりこういう形で、僕の勉強不足かもわからんけれども、もっと説明が、市民に対する部分もあってしかりべきだということが1点と、それでもう一点は、今後の都市計画税に対する今言った使い道という

んですか、今言ったように31年か33年にそういう事業というのはあるわけですが、どのようにやるんやという部分の検討はやはりこれはしていかないかなのだろうという気持ちがありましたもので、今回上げさせてもらいました。

○三鬼（和）委員　今回の都市計画税から積んだ基金は過年度分で計画的なもんが合致していなかったもので、基金へ、財調へ置かずに、きちっと積みということで積んだという経緯がありますよね。

その中でごみ焼却事業の認可を求めたところオーケーが出たという中で、財政的なもんがない、あと、修理せなあかんという段階でこれを適用したというのは県の許可から含めてしたらやむを得んかなという、使ってしかりかなというところも、私は受け取ってあれしたんですけど、そういった考え方はしなかったんですか。やっぱり説明が大事だと。

○野田委員　三鬼委員が言われたような形の気持ちは十分持ってる今回のこういう形なんですけれども、やはりもっと僕個人的にはやっぱり説明をしてほしかったと。ワンクッション置く、乱暴な形じゃなくてやっぱりしてほしかったというのが1点で今回、ですからこの修正案という分はそういう意味と自分とそういう形で取り上げたと。

ただ、もう一点は都市計画税分については金がプールされておる中において、こういう部品、設備の更新ということもあり得るけれども、どんな結果になるのは別としてやっぱり議論という部分をもっとしたいというところの2点なんですよ。

ですから、これを、修正を絶対やるんやというところまで今皆さんの意見を聞かせてもらう中では、そこまでちょっと僕の認識不足という部分もあったのかなという気はしますけれども……。

（発言する者あり）

○奥田委員　委員長、もう採決に入ってもいいかなという感じがするんですけど、ただ、野田委員、1個だけ確認させてほしいんやけれども。

1億3,200万の清掃費については別に問題ないと。その予算に対しては。

だから、1,200万は財調から入っておって、1億2,000万が都市計画事業基金から繰り入れになっておるんやけれども、この繰り入れについて、やっぱりもうちょっと説明してほしい、きちっとしてほしいという思いは僕もあるんですけど、そういうこともあるもので、野田委員の考えとしては一旦これを全部削除した上で速やかにもう一遍考えてもらって、説明をちゃんとしてもらって、すぐ補正で上げてもらったらいいなという考え方なんですよね、どうなんですか。そこだけ。

(発言する者あり)

○南委員長 最後で、野田委員。

○野田委員 要は組織の体制という部分については、ちょっとここら辺は認識もいろいろ違うかもわかりませんが、やっぱり組織の体制という部分がきちっとした形で動かそうとするとやっぱりそこら辺が重要な部分になってきますので、というところでちょっと強調させていただきました。

○南委員長 仕切る委員長としていろんな僕も考え方はありますけれども、一応、公正中立の立場を守りたいと思います。

といったことで質疑はよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

それでは、これより議案第15号、平成31年度尾鷲市一般会計予算の議決について採決を行います。

まず、本議案に対する野田委員から提出された修正案について採決をいたします。本修正案に賛成の方は挙手願います。

(挙 手 少 数)

○南委員長 挙手少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、ただいま修正をした部分を除く原案について採決をいたします。

(発言する者あり)

○南委員長 ちょっと待ってくださいね。

済みません、失礼しました。

それでは、原案について採決をいたします。

議案第15号、平成31年度尾鷲市一般会計予算の議決について、原案のとおりを決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 多 数)

○南委員長 挙手多数であります。

よって、議案第15号は可決をされました。

次に、議案第16号、平成31年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決についてを採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員。

挙手全員であります。よって可決されました。

(発言する者あり)

○南委員長 可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号、平成31年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員で可決すべきものと決しました。

議案第18号、平成31年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員で可決すべきものと決しました。

議案第19号、平成31年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員。よって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号、平成31年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員。可決すべきものと決しました。

議案第21号、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算(第8号)の議決について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○南委員長 挙手多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号、平成30年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の議決について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。よって可決すべきものと決しました。

議案第23号、平成30年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の議決について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員で可決すべきものと決しました。

議案第24号、平成30年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第4号）の議決について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。よって可決すべきものと決しました。

議案第25号、平成30年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。よって全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号、尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。よって可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号、尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。よって可決すべきものと決しました。

議案第28号、尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員で可決すべきものと決しました。

それでは、最後です。

議案第33号、平成31年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員で可決すべきものと決しました。

以上、付託議案25件全て当委員会としたら原案どおり可決すべきものと決しま

したが、ここで特に附帯意見等、御指摘等ありましたら意見を述べていただきたいと思います。

○濱中委員　本日、審査としました病院事業会計についてなんですけれども、本会議場での質疑の折に事務長のほうから経費節約にこれから一生懸命やっていくという答弁をいただいておりますが、予算審査をする中でやはり光熱費の節約の部分の計画性ですとか、あと、その他もろもろの長年の計画性について、明確なものが方針的にも決まっていな印象がありました。

本当に大変な中の経費の節約に関しても病院事業の経営の感覚に関しても細心の注意を払っていただきたいと思いますということをぜひ委員長からの御意見としてお願いしたいんです。

○南委員長　議案第19号でよろしいですか。

○濱中委員　19号で、当初ですね。

お願いしたいんですけど、言葉が上手に伝わりませんが、やはりちょっと甘さを感じるような気がしましたので、やはりLEDの取りかえ一つにしても、計画がない中でやっていますという答弁をいただきましたので、ある程度、年度計画を持った上でやっていただきたいと思います。使えるお金が限られていますから。

○南委員長　予算編成に当たって、特に慎重に慎重を期してね。

○村田委員　議案15号の尾鷲市一般会計予算議決について、教育費の中で各学校の立木の伐採、それから伐木、こういったものの予算がされておりましたけれども全く根拠が不透明で本当はこれ、私は反対したかったんですが、当初予算ですからできませんから、そのところは強く指摘をしておいていただきたいと思います。

速やかにその内容をきちっと明らかにするように、それだけつけ加えて申し上げます。

○南委員長　この伐採について、時が来たら管内視察のほうでも1回、数カ所か確認したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。厳しくやらせてもらいます。

○三鬼（和）委員　奥田委員が質問したんかな、防災費の中で避難道とかの補助金、あれ、本市においては避難タワーとかそういったものが行政として整備されていない中、半分はボランティアで避難道とかやってくれておるということ踏まえて、これ、一律のカットがいがなもの、施策の兼ね合いで。これはやっぱりやっていただいて、市民の方のマンパワーを生かすような補助のあり方が必要ではないかなと思われましたので、市のほうが避難タワーとかそういうのをどんどん整備して

きたら、そりゃこういった形のは一旦終わるとかという考えもあろうかと思うんですけど、この辺、言葉はちょっとあれですけど……。

○南委員長 はい。

他に。

○楠委員 先ほど言ったことで問題なければいいんだけど、もしかしたら最初から出てくる、耐震の関係ですね。耐震の関係。

○南委員長 15号関係ですね。もう一回。

○楠委員 債務負担行為で一応庁舎の耐震化に工事をするところでスケジュールは説明されているんですけど、基本的にコンクリート強度、それからあと耐用年数、また、塩害とかさまざまな観点から考えていくと補強しても問題がないのかどうか、今後、技術審査会等の設置の中でしっかりその辺の審議をした上でプロポーザルとかいうものをしていただかないと。

耐震した後、またすぐあちこち壊れるということは、基本的には補助金をもらうとしても税金の無駄遣いになりますので、その辺をしっかりと人口減も含めて平屋の建物でも2階でもいいんですけど、建てかえの方法も一つ選択肢としてあるのかどうかも含めて検討してもらいたいというのが私の意見です。

(「建てかえのほうは案(聴取不能)」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それはもう。今回はこの修繕の予算やもんで。建てかえは別にして。

○楠委員 だから、私の言っているのは建てかえしろということではなくて、耐震化したことによって基本的には10年もつ、耐震化しても10年もたないんだったら、基本的にはこの事業を撤退する方法もあるんじゃないかということです。

○南委員長 抜本的に。

○楠委員 そうということです。

○南委員長 検討せんなんときがあるかもしれません。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようですので、ただいまいただいた皆さんの意見につきましては、副委員長、事務局長と相談しながら、できるだけ厳しく報告いたしましたと思いますので、よろしく願いをいたします。

長時間にわたって委員会審査、御苦勞さまでございました。

これを持ちまして行政常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。お疲れさまでした。

(午後 5時59分 閉会)